



# 2018 DISCLOSURE



## 発行にあたって

沖縄県労働金庫 理事長

高良 恵一



日頃より沖縄ろうきんをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。  
今年度も、当金庫の理念や諸方針、経営状況について、多くのみなさまに知っていただくため、「2018ディスクロージャー誌 沖縄ろうきんの現況」を発行いたしました。ご覧いただければ幸いです。

さて、2017年度は、貸出金利の低下や強まる他金融機関との競合等、より厳しさが増す経営環境の中での事業運営となりました。

このような状況下において、第4期中期経営計画(2015年度～2017年度)の最終年度に相応しい成果が出せるよう、役職員一丸となって取り組んだ結果、1億39百万円の当期純利益を計上することができました。多くのみなさまのご協力に感謝を申し上げます。

近年、沖縄県内の景気が拡大している一方で、「子どもの貧困率」や「非正規雇用労働者率」等は全国に比較して高止まりしており、労働者間の格差は広がると同時に、セーフティネットの外に置かれた労働者が数多く存在します。当金庫は、「ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金」による子を扶養する生活困窮世帯に対する支援をはじめ、教育ローンの利子補給制度や離島居住者・ひとり親世帯に対する教育ローン金利引き下げ、子育て・介護を支援する福祉ローンの取り扱い等、みなさまと共に共助の輪を広げる活動に取り組んでまいりました。

併せて、個別提案活動である「笑顔であいたい“感謝祭”」を地区推進委員会・会員団体と展開し、みなさまの可処分所得の向上や生涯生活設計のお役に立てたと考えています。

このような取り組みを踏まえ、日本で唯一の「勤労者福祉金融機関」としての使命・役割発揮を事業展開の柱に据え、第5期中期経営計画(2018年度～2020年度)を策定しました。「働く人の一番身近で親しみの持てる金融機関」、「働く人とその大切な人の夢実現、笑顔の創出」、「沖縄ろうきんの利用拡大を通して経営基盤の安定・強化」をめざす所存です。

金融機関を取り巻く環境はかつて無いほど厳しい状況ですが、すべての働く仲間とその大切な人に寄り添い、生涯生活設計の支援に向け、私たち役職員は一丸となって邁進してまいります。

みなさまには、今後とも変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

2018年7月

# ろうきんの理念と基本姿勢

## ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

## ろうきんの基本姿勢

### 目的

ろうきんは、働く仲間がつくった福祉金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合っつてつくった協同組織の金融機関です。

ろうきんは、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりに寄与することを目的としています。

### 運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に、そして政治的にも中立の立場で運営されています。

会員は、平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営にも参画し、会員自らの活動としてろうきんの運動をすすめています。

### 運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です。

ろうきんは、預金・ローン・各種金融サービスを提供しています。

働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く人たちとその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

## 沖縄ろうきん《クレド》～お客さまへのお約束～

1. 私たちは、お客さまに「心から必要とされる福祉金融機関」をめざします。
2. 私たちは、どんな状況下においても、明るく、元気で、前向きに、お客さまのために行動します。
3. 私たちは、常に感謝の気持ちを持ち、お客さまに「寄り添った活動」を続けます。
4. 私たちは、働く仲間との連帯、「ゆいま～るの精神」で、生活応援運動を実現します。
5. 私たちは、ルールや約束を守り、正確・迅速・誠実に行動します。
6. 私たちは、金融のプロであることを自覚し、一人ひとり責任を持って行動します。
7. 私たちは、チームワークを重視し、相互に尊重し合い、協力し合っつて行動します。
8. 私たちは、常に変革意識を持ち、果敢に挑戦し、掲げた目標については必ず達成し続けます。

## ろうきんの目的・事業運営三原則

労働金庫法は、ろうきんおよび労働金庫連合会の設立および組織・事業等に関する根拠法です。

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定して事業を運営しています。

### 労働金庫法（抜粋）

#### （目的）

第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

#### （原則）

第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。【非営利の原則】

2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。【会員に対する直接奉仕の原則】

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。【政治的中立の原則】

# お客様本位の業務運営に関する取り組み方針(抜粋)

2017年11月1日制定

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客様の立場に立った良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈沖縄ろうきん〉は、今般、『お客様本位の業務運営に関する取り組み方針』を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動を踏まえ、変化する時代の要請に応えるべく更なる取り組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取り組み方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

## 1.「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」の策定・公表

- 〈沖縄ろうきん〉(以下、当金庫)はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」(以下、本方針)を策定します。
- 本方針および本方針に係る取り組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表します。
- 本方針は毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。

## 2.お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考えた取り組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考え、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供します。

## 3.利益相反を適切に管理する取り組み

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品のラインナップについては、業態の中央機関である労働金庫連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで、当金庫において販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

## 4.手数料等に係る情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるようにするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

## 5.お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについて詳しく説明しています。
- 当金庫が取り扱う投資信託については、ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。なお、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ形式の商品がありますが、当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。

## 6.お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育て・教育・マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや商品開発を行います。
- 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、お客様一人ひとりに合った的確な説明・提案を誠実にいたします。

## 7.「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取り組み

- ろうきん業態は、「ろうきんの理念」を掲げ、お客様である勤労者とその家族の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。「ろうきんの理念」を職員へ定着させ実践に向けた行動に繋げるため、ろうきん業態の中央機関である全国労働金庫協会において、職員を対象に「理念研修」を開催しています。当金庫においても、「ろうきん」ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。
- 当金庫は、「ろうきん理念」を念頭に主体性を持ち自立した行動ができる職員、「勤労者の『福祉金融』を通じ、金融のプロフェッショナルとして、『働く人の夢の実現』に貢献できる職員」等を理想的な職員像と定め、「ろうきん理念」の実現に向けた取り組みを実践できる職員育成に取り組んでいます。

以上

# ろうきんのネットワークとセーフティネット

ろうきんのネットワークとセーフティネット



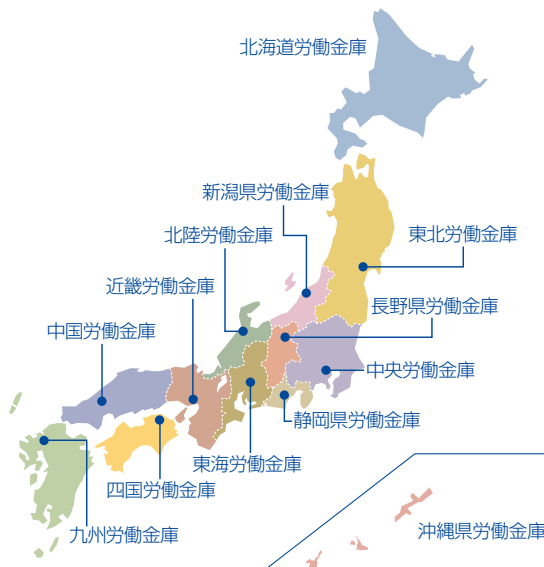
## 全国ろうきんの概要

ろうきんは、一般社団法人 全国労働金庫協会(労金協会)と労働金庫連合会(労金連)を中央機関として、全国13金庫627店舗のネットワークを形成しています。

### ●全国ろうきん・沖縄ろうきんの概要 (2018年3月末)

項目	全国ろうきん (13金庫)	沖縄ろうきん
店舗数	627店舗	12店舗
常勤役員数	11,266人	161人
団体会員数	51,845会員	397会員
間接構成員数	11,077,198人	84,400人
出資金	955億円	9億円
預金残高	19兆7,257億円	2,472億円
貸出金残高	12兆7,454億円	1,476億円
自己資本比率	10.54%	12.31%

※預金残高には、譲渡性預金残高を含みます。  
 ※店舗数には、バーチャル店舗を含みます。

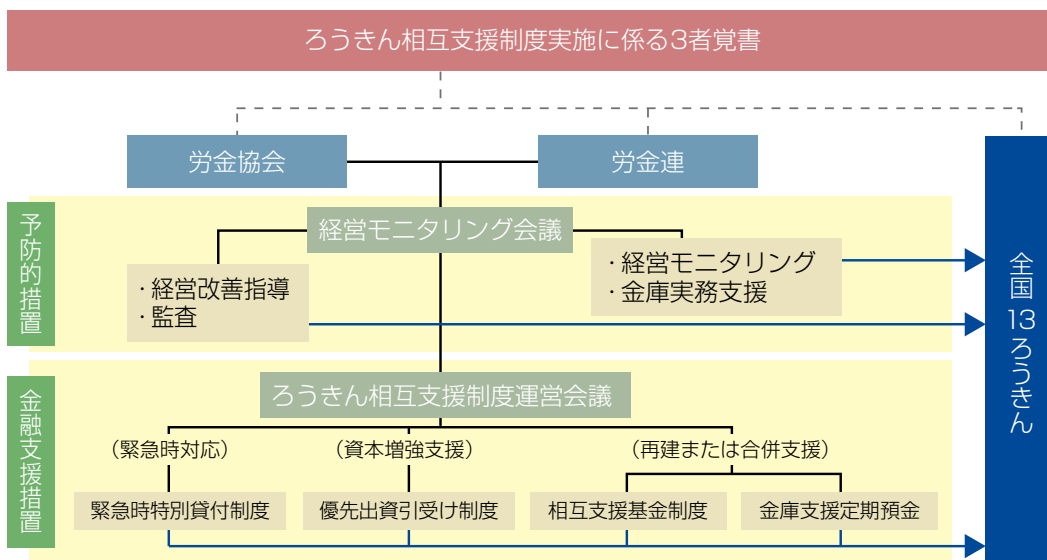


## ろうきん業態セーフティネット

お客さまの預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1 番目の柱は、労金協会および労金連による定期的な経営状況のモニタリングと労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2 番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。





# ろうきんのあゆみ(全国・沖縄)

	全国ろうきん	沖縄ろうきん
1950年	岡山と兵庫でろうきん設立	
1951年	(社)全国労働金庫協会設立	
1953年	労働金庫法施行	
1955年	労働金庫連合会設立、全国46番目の滋賀ろうきん設立	
1966年		沖縄県労働金庫設立、労金協会加入
1967年		政府(県庁)出張所、中部(コザ)出張所開店 宮古支店・八重山支店開店
1969年		コザ出張所 支店昇格 名護支店・与儀出張所・那覇市役所出張所開店
1970年		普天間支店開店
1971年		浦添出張所開店
1972年	財形貯蓄「虹の預金」取り扱い開始	本店ビル那覇市泉崎に新築落成、労金連加入
1976年		浦添出張所 支店昇格 設立10周年記念式典
1977年		与儀出張所 支店昇格
1978年		東町出張所開店
1981年		具志川出張所開店
1982年	財形年金取り扱い開始	
1983年	労働金庫中央事務センター開所	
1984年	全国為替オンラインシステム始動	具志川出張所 支店昇格
1985年	全国CDネット(ROCS)の完成	与那原出張所開店
1986年		設立20周年記念式典 オンライン「統一システム」へ移行
1987年	両替業務取り扱い認可	県内地域CD(OCs)提携参加
1988年	財形住宅取り扱い開始	
1989年	スーパーMMC取扱い開始、労働金庫総合事務センター設立	
1990年	全国統一オンラインシステム「ユニティ」稼働 全国キャッシュサービス(MICS)開始	
1991年	MICSのサンデーバンキング実施 スーパー定期取り扱い開始	与那原出張所 支店昇格 東町出張所を本店営業部へ統合 全国統一オンラインシステム「ユニティ」へ移行
1992年	貯蓄預金・スーパー積金の取り扱い開始	
1993年		関連会社「(株)沖縄ろうきんサービス」設立
1994年	国債直接窓販業務取り扱い開始	
1995年	ろうきん震災遺児支援定期「応援(エール)30」取り扱い開始	
1996年	全国ろうきんの総預金量10兆円達成	沖縄信金との業務提携「SRネット21」開始 設立30周年記念式典 那覇市役所出張所・県庁出張所 支店昇格
1997年	ろうきんの新理念制定	
1998年	近畿ろうきん発足	コザ信金との業務提携「SRネット21」開始
1999年	郵便局とCD・ATMオンライン提携開始	
2000年	東海ろうきん発足 デビットカードサービス開始	県内6行庫共同キャッシュサービス「うちな〜ネット」開始 ローンプラザなは営業開始
2001年	中央ろうきん・四国ろうきん発足(4月) 北陸ろうきん・九州ろうきん発足(10月)	ローンプラザコザ営業開始 インターネットバンキングサービス開始
2002年		確定拠出年金業務取り扱い開始
2003年	東北ろうきん・中国ろうきん発足(10月)	台風14号被災地復興特別支援融資取り扱い
2004年	財形・エース電話振替サービス「ZATTS」稼働 アイワイバンク銀行(現・セブン銀行)とATM利用提携	与儀支店を本店営業部へ統合
2006年	住宅ローン総合保険取り扱い開始 ろうきん育児支援ローン・災害救援ローン取り扱い開始	コザ信金との相互入金提携を開始 NPO助成金制度創設 設立40周年記念式典
2007年	新潟ろうきんと静岡ろうきんが、 全国統一オンラインシステム「ユニティ」に移行	おもろまち支店開店、ローンプラザおもろまち営業開始 インターネット沖縄支店開店 (株)沖縄ろうきんサービス清算終了
2008年	就職安定資金融資制度取り扱い開始	
2009年	労働金庫合併準備委員会を設置 訓練・生活支援資金融資制度取り扱い開始	労働金庫合併準備委員会へ参画 那覇市役所支店をおもろまち支店へ統合
2010年	全国合併(「日本労金」設立)の当面延期を決定	他行自動機利用手数料「キャッシュバックサービス」取り扱い開始 うちな〜ネット・共同自動機(他行幹事)の共同運営から撤退
2011年	技能者育成資金融資取り扱い開始 求職者支援資金融資取り扱い開始	
2012年		新本店ビル那覇市旭町に完成・移転
2013年	「ユニティ」を3回にわたり休止し、 「アール・ワン」の稼働テストを実施	2012国際協同組合年イベント 「おきなわ花と食のフェスティバル2013」に参画
2014年	全国新オンラインシステム「アール・ワン」稼働 ろうきんビジョン策定	全国新オンラインシステム「アール・ワン」へ移行 県庁支店を県庁出張所へ変更
2015年	コンビニATMを展開する(株)イーネット、(株)LANsとの業務提携開始	「ろうきん・わしたシマづくり運動基金」から初の寄付金贈呈(6団体)
2016年		設立50周年記念式典 会員団体とともに、「ろうきん 働く仲間のゆめ・みらい基金」創設
2017年	協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に登録	労働金庫連合会 沖縄オフィス開所 O150(マルイチゴウマル)ゆめ・みらい運動の開始
2018年	IB 投資信託取り扱い開始	子ども積立「こたろう」取り扱い開始

# 第5期中期経営計画・2018年度事業計画

## 第5期中期経営計画（2018年度～2020年度）

～共に助け合い、支え合うことのまん中へ～

- 今、金融機関はかつて経験したことのないほどの厳しい収益環境にあります。こうした時代にあっても<ろうきん>は、働く人の「生涯にわたる生活設計を安心・安全なものにするための支援活動」を通して、<ろうきん>の役割を發揮するとともに、地域と社会に貢献できる金融機関をめざします。
- 第5期中期経営計画(2018～2020年度)においても、唯一の「勤労者福祉金融機関」であることの使命・役割發揮を事業展開の柱に据え、「働く人の一番身近で親しみの持てる金融機関」「働く人とその大切な人の夢実現、笑顔の創出」「<ろうきん>利用拡大を通じた経営基盤の安定・強化」をめざしていきます。
- その実現に向けて、<ろうきん>は、会員、推進委員会、福祉事業団体等との「協働」による運動推進、事業展開を行い、<ろうきん>の存在意義、存在価値を確固としたものにし「選ばれる金融機関」へ成長します。

### 【方針1】理念経営・共生社会・持続的経営の実現の取り組み

- (1)理念経営を実践・徹底します。
- (2)共生社会の実現に向けた貢献活動を経営の基本方針とします。
- (3)持続的経営の実現に向け働く人に安心してご利用頂くための収益改善に向けた取り組みを実践します。
- (4)利益は、会員・お客さま・職員とその大切な人が“元気”“笑顔”になるためのエネルギーであり、当期純利益の確保、安定収益実現をはかります。
- (5)財務数値改善に取り組みます。重要経営指標(3力年目標)を達成します。
- (6)従来の仕事のやり方の抜本的見直しによる効率化体質への転換

### 【方針2】会員・お客さまとの協働による生活応援運動の展開・発展、地域貢献・創生の取り組み

- (1)全員参加型の経営を通じて「会員・お客さま利用の最大化」に向け、「広げる活動」とそれを「深める活動」を取り組みます。
- (2)共生社会の実現に向け、地域貢献・創生、社会貢献に取り組みます。

### 【方針3】ガバナンス・経営管理・コンプライアンス管理態勢等の取り組み

- (1)法令や業務上の諸規則等を遵守し、規程等にもとづく厳正な事務と相互牽制の徹底、監査機能の充実・強化を通じて、適切な業務運営を行います。また、個人情報保護、反社会的勢力との取引排除と危機管理を徹底し、金融機関機能の安全と信頼の確保に向け、内部管理態勢を強化します。
- (2)コンプライアンスにおける適正な運営が、顧客との信頼関係の醸成に資するとともに、トラブルや不祥事の防止の上でも重要な役割を担っています。コンプライアンス環境の変化に、適切に対応し不断に取り組んでいきます。
- (3)理事会・常務会を中心としたガバナンス・経営管理態勢のより一層の充実をはかり、金庫策定の方針・計画に基づき、金庫経営の実効性を高めていきます。

### 【方針4】働く人に寄り添う日本で唯一の福祉金融機関ならではの金融サービス提供の取り組み

- (1)勤労者の生涯生活設計支援・可処分所得向上および利便性向上に取り組みます。

### 【方針5】福祉金融機関としての差別化確立、商品・サービス差別化の取り組み

- (1) 会員・お客さまへ安心・安全を提供します。
- (2) 会員・推進委員会・ろうきんが三位一体となり、会員構成員を金融面から「支え・守る」という役割発揮に向けた学習会等を開催します。
- (3) 金融リテラシー教育の啓蒙を実践します。

### 【方針6】働く人とその大切な人としっかり向き合い、信頼される人財および金融プロフェッショナルの育成の取り組み

- (1) 理念経営を実践する「福祉金融機関職員」を育成します。
- (2) 提案手法等に関する「人財育成」の充実・強化をはかります。
- (3) 金融プロフェッショナルとしての人財を育成します。
- (4) 経営意識を持ったリーダーを育成します。

### 【方針7】志高く挑戦し続け、常に会員・お客さまに寄り添う「組織」づくりの取り組み

- (1) 志高く挑戦し続け、常に会員・お客さまに寄り添う「組織」をつくります。
- (2) 役職員が、「理念・使命」の実現に向けて、いきいきと仕事を実践し相乗効果を発揮できる「組織」をつくります。
- (3) 心身共に健康で働きがいにあふれ、高い生産性を生み出す「組織風土」・「職場環境」をつくります。よりよい「組織風土」をつくり、利用者に感動を与え、利用者の役に立ち社会に貢献し、仕事を通じて感動や感謝を体験し、人として成長します。



## 2018年度事業計画

単位：百万円

融 資					預 金				
個 人					団 体	合 計	個 人	団 体	合 計
新規目標		増加目標			増加目標		増加目標		
有担保	無担保	有担保	無担保	合計					
14,468	10,785	3,000	1,000	4,000	△700	3,300	3,000	△100	2,900

# 2017年度の事業概況



## 2017年度の事業概況

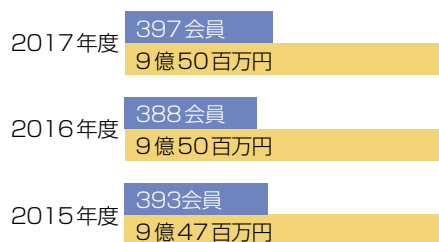
### 1 会員数・出資金の状況

当金庫の事業基盤である団体会員は、2017年度中に12団体が加入しましたが、組織解散等によって3団体が脱退したため、期末では397会員となりました(期首比9会員増)。

間接構成員(ろうきんの会員である団体に所属されている一人ひとりのお客さま)の数は、期首から1,358人増加し、期末には84,400人となりました。

出資金は、対前期比と同額の9億50百万円となりました。

#### ◎会員数・出資金の推移

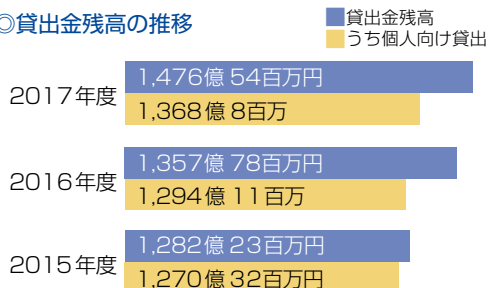


### 2 貸出金の状況

貸出金は、期首から118億75百万円増加し(増加率8.74%)、期末残高は1,476億54百万円となりました。

うち個人向け貸出は、期首から73億96百万円増加し(増加率5.71%)、期末残高は1,368億8百万円となりました。また、団体向け貸出は、期首から44億78百万円増加し(増加率70.34%)、期末残高は108億45百万円となりました。

#### ◎貸出金残高の推移



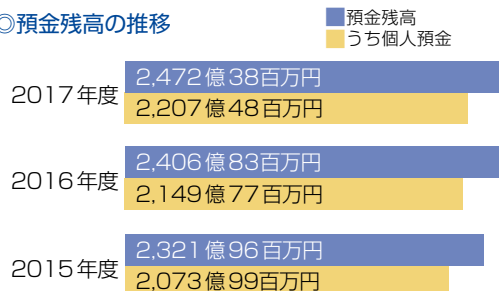
### 3 預金の状況

預金(譲渡性預金含む)は、期首から65億55百万円増加し(増加率2.72%)、2,472億38百万円となりました。

そのうち、個人預金については、期首から57億70百万円増加し(増加率2.68%)、期末残高は2,207億48百万円となりました。また、団体預金については期首から7億84百万円増加し(増加率3.05%)、期末では264億90百万円となりました。

※2013年度から個人預金には確定拠出年金定期預金(DC定期)を含みません。

#### ◎預金残高の推移



### 4 収益の状況

経常収益は、貸出金利息の減少等により、前期に比べ1億29百万円減少し(増加率△3.50%)、35億57百万円となりました。

一方、経常費用は、経費の減少等により、前期に比べ62百万円減少し(増加率△1.83%)、33億36百万円となりました。

この結果、経常利益は前期に比べ67百万円減少し(増加率△23.27%)2億21百万円となりました。

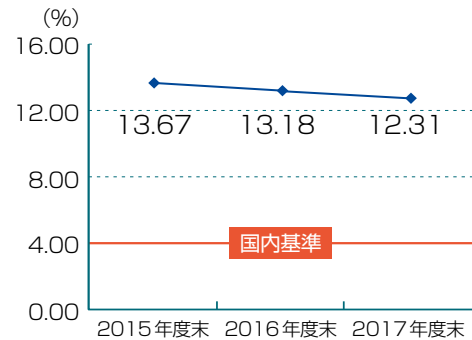
最終損益となる当期純利益は、1億39百万円となりました。



## 5 自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関経営の健全性を示す代表的な指標のひとつです。この自己資本比率が高いほど、経営体力があるといえます。沖縄ろうきんのように、国内業務のみを行う金融機関の自己資本比率は4%以上であることが求められています。

2017年度末における自己資本比率は12.31%(単体)となりました。引き続き、国内基準である4%を大きく上回る水準を維持しています(自己資本の構成および充実度等につきましては、55～69ページをご覧ください)。



## 6 リスク管理債権の状況

リスク管理債権とは、何らかの理由により返済されない等の貸出金のことをいいます。貸出金に占めるリスク管理債権の割合を示した比率をリスク管理債権比率といい、この比率が低いほど経営の健全性が高いといえます。

2017年度末におけるリスク管理債権の合計は8億30百万円で、貸出金残高1,476億54百万円に占める

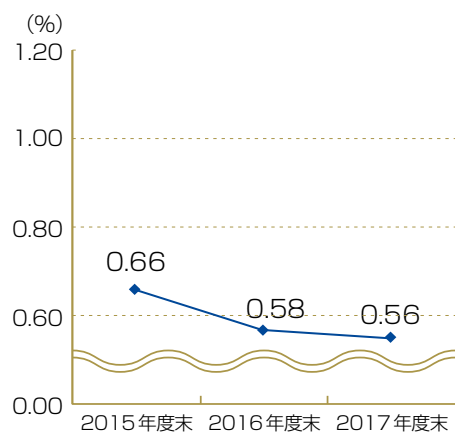
割合(リスク管理債権比率)は0.56%となりました(前年度比0.02ポイント減少)。

担保・保証等による回収および貸倒引当金によって、リスク管理債権全てをカバーしており、お客さまからお預かりした預金の安全な運用管理を心がけています。

### ◎リスク管理債権

区 分	単位:百万円		
	2015年度末	2016年度末	2017年度末
リスク管理債権合計(A)	856	792	830
破綻先債権	26	5	3
延滞債権	817	767	810
3カ月以上延滞債権	13	20	15
貸出条件緩和債権	-	-	-
保全額(B)	857	792	830
担保・保証等による回収見込み額	833	774	816
貸倒引当金	23	18	13
保全率(B)／(A)	100.00%	100.00%	100.00%
貸出金残高(C)	128,223	135,778	147,654
リスク管理債権比率(A)／(C)	0.66%	0.58%	0.56%

### ◎リスク管理債権比率の推移



※用語の解説については、48ページをご覧ください。



## 2017

4

月

- フレッシューズキャンペーン(～2017年9月)
- 第3回個別提案活動「笑顔であいたい“感謝祭”」取り組み開始(～2017年10月)
- ろうきんiDeCo特割キャンペーン(～2018年3月)
- 「平成28年熊本地震」に係る義援金を日本赤十字社沖縄県支部へ贈呈(4月14日)



- 休日ローン相談会実施(第3日曜日)(～2018年3月)
- 地区推進委員会代表者会議(4月28日)
- 県内13団体へ「ろうきん・わたしたシマづくり運動基金」より寄付金を贈呈(4月28日)



5

月

- ろうきんカードローン「アルとタスかる!」キャンペーン(～2018年3月)

6

月

- O150 (マルイチゴウマル) ゆめ・みらい運動の開始
- 単産・単組本部推進委員会(6月12日)

- ろうきん働く仲間のゆめ・みらい基金贈呈式(6月20日)



- 第53回通常総会開催(6月26日)
- 第9代理事長 高良恵一就任



7

月

- カーライフ応援キャンペーン(～2018年4月)
- 連合会沖縄オフィス開所(7月7日)

8

月

- 推進委員会「推進委員長・事務局長」合同会議(8月4日)
- インターネットバンキング投資信託サービスの取り扱い開始

9

月

- NTT楚辺ビル出張所のリニューアルオープン(9月1日)
- 単産・単組本部推進委員会(9月11日)
- NPO法人6団体に助成金を贈呈(9月21日)



(本店での贈呈式)

- 教育ローンキャンペーン(～2018年4月)

2018

11月

- お客様本位の業務運営に関する取り組み方針の制定(11月1日)
- 八重山支店開設50周年式典・祝賀会(11月1日)



- 宮古支店開設50周年記念祝賀会(11月2日)



- コザ支店開設50周年記念会員交流ボウリング大会(11月10日)



- 地区推進委員会代表者交流集会(11月22日)



- おもろまち支店開設10周年祝賀会(11月28日)



12月

- 総預金量2,500億円を達成
- 「第23回国場川水あしび」に参加(12月16日)

1月

- 就業不能保障団信の取り扱い開始

2月

- 単産・単組本部推進委員会(2月5日)
- 推進委員長会議(2月20日)
- 県庁出張所開設50周年記念パーティ(2月9日)



3月

- 日本赤十字社沖縄県支部へ義援金を贈呈(3月1日)



- ろうきん友の会代表者会議(3月20日)



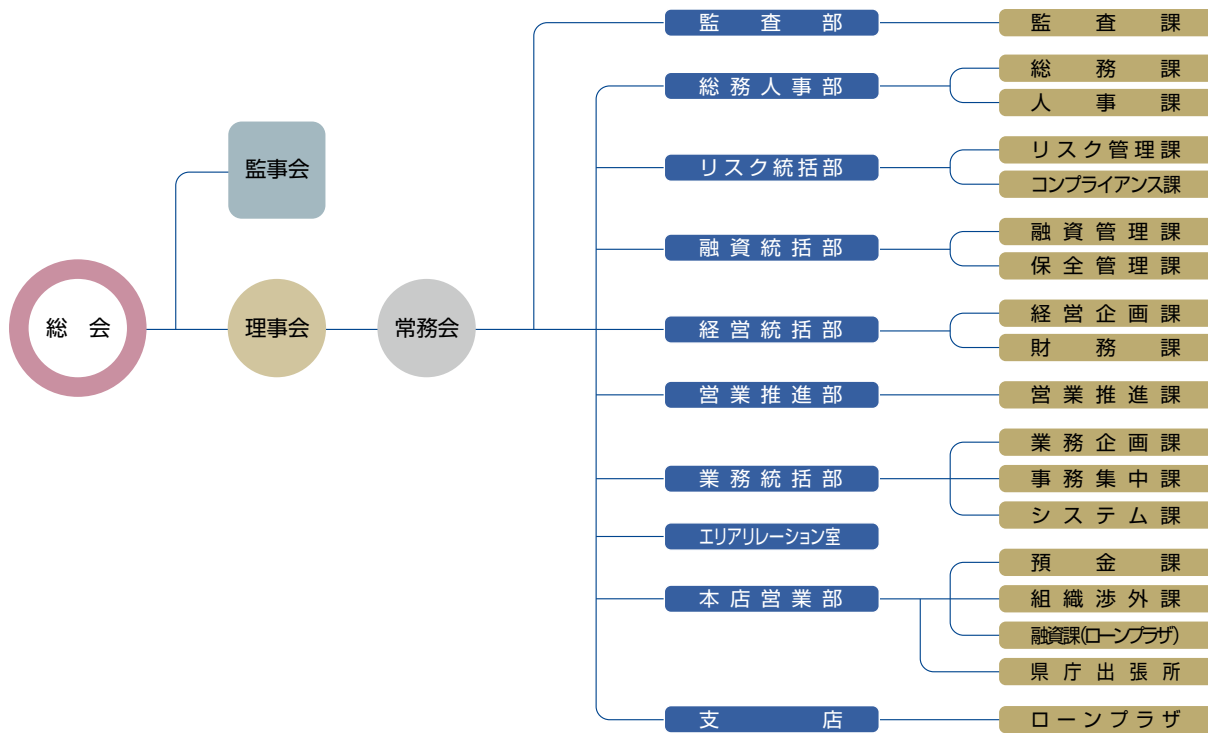
# 事業の組織

事業の組織



## 組織図

(2018年7月1日現在)



## 役員一覧

(2018年7月1日現在)

役職名	氏名	出身団体
理事長	高良 恵一	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会
専務理事	成岡 義光	員外
常務理事	金城 辰巳	員外
理事	砂川 安弘	日本労働組合総連合会沖縄県連合会
理事	仲宗根 哲	全日本自治団体労働組合沖縄県本部
理事	真喜志 功	沖縄県官公庁労働者共済会
理事	與那覇 栄蔵	全駐留軍労働組合沖縄地区本部
理事	山本 隆司	沖縄県教職員組合
理事	宇江城 隆	沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
理事	知念 克也	沖縄電力関連産業労働組合総連合
理事	盛舛 真作	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部
理事	平良 哲康	北部地区(日本郵政グループ労働組合北部支部)
理事	平良 誠	中部地区(浦添市職員労働組合)
理事	湧川 治輝	宮古地区(宮古島東急ホテル&リゾート労働組合)
理事	波照間 忠	八重山地区(全日本港湾労働組合沖縄地方本部八重山部会)
理事	前村 昌健	員外(沖縄国際大学 産業情報学部教授)
常勤監事	仲島 正八	員外
監事	知花 幸明	日本食品関連産業労働組合総連合会沖縄地区協議会
監事	伊佐 真人	法定員外(公認会計士)



## 常勤役員等の兼職

(2018年7月1日現在)

労働金庫法第35条(兼職または兼業の制限)第1項における内閣総理大臣および厚生労働大臣の認可を受けて兼職を行っている常勤役員はおりません。



## 役員報酬の状況

(2017年度)

単位:千円

	支給人員	支給総額
理事	16人	45,707
監事	3人	12,592
合計	19人	58,299

(注)支給人員は、平均人員を記載しております。



## 職員の状況

項目	2017年度末	2016年度末
職員数(人)	157	163
うち男性	90	95
うち女性	67	68
平均年齢	38歳	38歳7月
平均勤続年数	13年9月	14年7月
平均給与月額(千円)	364	364

(注1)職員数は、準職員等(2017年度末56人、2016年度末58人)を含みません。

(注2)職員数は出向先で給与を負担する者を含みません。

(注3)平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。



## 会計監査人の氏名又は名称

(2018年7月1日現在)

EY新日本有限責任監査法人

# 内部統制について



## 業務の適正を確保するための体制整備(内部統制システム)の基本方針

当金庫では、労働金庫法第38条第5項第5号および労働金庫法施行規則第19条に基づき、「業務の適正を確保するための体制整備」(内部統制システム)について半期毎に下記の事項の運用状況を検証し、理事会へ報告しています。今後も、継続的に内部統制システムの点検・整備を進め、実効性の確保に努めてまいります。

### 1. 理事および職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 金庫は、「ろうきんの理念」および、金庫の社会的責任と公共的使命の自覚のもと、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題として位置付け、すべての役職員が守らなければならない基本原則として『倫理綱領』『倫理憲章』『行動規範』『倫理規程』を制定の上、法令等遵守を実現するための実践計画である『コンプライアンス・プログラム』を事業年度ごとに見直して法令等遵守に必要な措置を講じる。
- (2) 金庫は、コンプライアンス委員会において金庫の法令等遵守状況を把握して定期的に理事会・監事会へ報告する。
- (3) 金庫は、業務部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を理事会へ報告する。
- (4) 金庫は、法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行なう手段として、「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。通報者の匿名性を担保するとともに不利益を被らない仕組みとする。
- (5) 監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、代表理事へ改善策の策定を求めることができる。
- (6) 金庫は、社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、健全かつ適切な業務運営を確保するため反社会的勢力とは一切の関係を持たないものとする。
- (7) 金庫は、反社会的勢力の対応について、金庫全体で対応し、顧客および職員の安全を確保する。

### 2. 理事の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 金庫は、理事会および各委員会等において、各事務局を定め、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存・管理する。
- (2) 金庫は、理事を決議者とする稟議事項について、文書等に記録し保存する。
- (3) 理事および監事は、常時、これらの文書を閲覧できる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 金庫は、「リスク管理・運営方針」および「統合的リスク管理規程」を定め、リスク管理に係る規程を整備し、ALM委員会、オペレーション・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会においてリスクカテゴリーごとに管理し、リスク統括部を統括管理部署として統合的リスク管理を行なう。
- (2) 金庫は、リスク管理状況を定期的に理事会に報告する。リスク管理状況を報告することにより、金庫の損失の危険を回避・予防する。
- (3) 理事および職員は、経営に重大な影響を与えるような損失の危険が顕在化した場合には、速やかに各委員会および常務会、理事会へ報告する。

### 4. 理事の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 理事会は、権限分配を含めた効率的な業務遂行を構築し、職務執行の効率化、迅速化を図る。
- (2) 理事会は、「理事会規程」、「代表理事職務権限規程」、「常務会規程」の関係規程に基づき、理事の職務執行に係る権限委譲と責任の明確化を図ると同時に、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限移譲を行なうことにより、理事の職務執行の効率化を図る。

### 5. 監事とその職務執行を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 理事会は、『監事監査基準』、『監事会規程』に基づき監事会事務局として必要な能力を備えた職員を配置する。

### 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監事会事務局は、監事の指導監督のもとで監事の職務の補助業務に従事し、監事より業務上の必要な命令を受け、その命令に関して理事などからの指揮命令を受けない。
- (2) 金庫は、監事会事務局の人事異動について事前に監事へ報告を行う。

### 7. 理事および職員が監事に報告するための体制

- (1) 理事および職員は、理事会その他の監事が出席を必要と認める機関会議において、担当する職務の執行状況を監事へ報告する。
- (2) 理事および職員は、監事が求める必要な書類については、速やかに監事に提出する。
- (3) 理事および職員は、当金庫に重大な影響を及ぼす事項が判明した時は、これを直ちに監事に報告する。
- (4) 金庫は、内部監査の実施状況を監事へ報告する。
- (5) 金庫は、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容を都度、監事へ報告する。
- (6) 金庫は、監事が会議・委員会等へ出席できる体制を確保する。
- (7) 監事は、いつでも、必要に応じて理事および職員に対して報告を求められることができる。

### 8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 金庫は、監事に報告・相談を行なった理事および職員に対し、報告・相談を行なったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

### 9. 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 金庫は、監事が職務の執行上必要と認める費用または債務について請求した場合、その費用等が監事の職務の執行により生じたものでないと認めた場合を除き、これに応じ、当該費用または債務を処理する。

### 10. その他監事監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努める。
- (2) 金庫は、監事が監査等に必要とする場合、弁護士などの外部専門家を活用することを保証する。
- (3) 金庫は、監事が必要に応じて、監査法人、顧問弁護士等と協議する機会を確保する。

# コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

## 1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、このコンプライアンスを求められているということは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びを持って共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方によって、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして、前出(P2)の「ろうきんの理念」や「労働金庫法第1条(目的)・第5条(原則)『非営利・会員に対する直接奉仕・政治的中立』」とともに、役職員が遵守すべき事項等を定めた「倫理憲章」や「倫理規程」を制定しています。

### 倫理憲章(要旨)

1. 労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚
2. きめ細かい金融等サービスの提供
3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
4. フェアで透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築
5. 反社会的勢力の排除
6. 経営の積極的ディスクロースとコミュニケーションの充実
7. 倫理重視の姿勢
8. 難解な倫理問題の積極的な解決
9. 経営トップの姿勢
10. 再発防止と厳正処分

## 2 法令等遵守の態勢

当金庫では、以下の態勢によって法令等遵守の徹底に努めています。

### (1) コンプライアンス態勢

- ① コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。また、当プログラムは年度ごとに見直すことにしています。
- ② コンプライアンスに関する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付しています。
- ③ コンプライアンス全般(新規商品等のリーガル・チェックを含む)の状況把握を行い、法令等遵守の風土醸成およびその徹底、また、個人情報保護法および番号法に基づき、当金庫における個人情報および特定個人情報の安全管理態勢の確立を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置しています。

### (2) 代表理事の業務執行等に関する法令遵守の体制

当金庫の理事および監事は、労金協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事の業務執行を監督しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により代表理事の業務執行をチェックしています。

なお、監事監査のチェック項目の代表的なものは以下のとおりです。

- ・総会および理事会の運営が法令に準拠したものとなっているか。
- ・決算が法令等に沿って実施されているか。

また、監事監査の実施状況については以下のとおりとなっています。

- ・期中監査……本部各部・営業店の監査
- ・期末監査……計算書類等の監査

その他、常勤役員(理事長、専務理事、常務理事、常勤監事)は自らの職務執行について所定の確認書に基づきチェックを行い、その確認書を年1回監事会に提出しています。

### (3) 預金、融資等の業務にかかわる法令遵守について

① 営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令遵守の指導を行うとともに、当金庫内外の会議、研修を通じて法令遵守マインドの醸成に努めています。

② 理事長の直接的な指揮下に監査部を設置しています。この監査部が各営業店および本部各部に対して行う内部監査と、各営業店および本部各部自らが行う自店検査の二つを柱として、相互牽制が有効に働いているか検証することで、金庫業務の健全性と適切性の確保を図っています。

なお、2017年度も全営業店および本部各部の内部監査を実施しています。

### (4) 反社会的勢力に対する取り組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。



## 沖縄ろうきんのコンプライアンス運営体制



### ●コンプライアンス委員会

コンプライアンス統括責任者(理事長)を委員長、専務理事および常務理事を副委員長として、本部各部長および金庫外から委嘱した委員によって構成しています。委員会は金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、態勢確立と実効性確保に努め、その結果を理事会・監事会へ報告します。

### ●コンプライアンス事務局

コンプライアンス実現のための事務局として、コンプライアンス統括部署(リスク統括部)を設置し、コンプライアンス・プログラムとマニュアルの策定、態勢の整備、役職員の教育研修など、金庫全体のコンプライアンス状況を一元管理します。

### ●コンプライアンス担当者(各部店の長)

各店舗には部店長をコンプライアンス担当者として配置しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンス統括部署が行う諸施策の具体化に努めるほか、日常業務における法令等遵守状況をモニタリング(監視)し、定期的にコンプライアンス統括部署に報告します。



## 苦情等への対応(金融ADR制度[裁判外紛争解決制度]への対応)について

### 1. 苦情への対応

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、苦情対応に関する内部規則の概要等を、ホームページや店頭備え置き資料等で公表しています。

苦情は、当金庫の営業日(平日9時~17時)に、営業店(電話番号はP30~31参照)または「お客様相談デスク」(0120-602-040)にお申し出ください。

お客さまからいただく苦情以外のご意見・ご要望に関しても、貴重なご提案として受け止め、全金庫的な情報の共有化を推進するとともに、その内容を適切に把握したうえで、当金庫が提供する商品やサービスの改善に活かし、お客さまにとって価値のあるものに発展することができるよう努めます。

### 2. 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に左記「お客様相談デスク」または全国労働金庫協会「ろうきん相談所」(平日9時~17時受付、電話:0120-177-288)にお申し出があれば、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)および、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターに取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の沖縄県内にお住まいのお客さまにもご利用いただけます。



# コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

## ◎顧客保護等管理に関する基本的な考え方

顧客保護等管理とは、「お客様に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保」、「相談・苦情等の適切な処理」、「顧客情報の適切な管理」、「外部委託業務的確性の確保」、「お客様の利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われることの確保」等を達成するために必要な管理のことをさします。これらの管理を確実に実践することは、業務の健全性や適切性を確保する観点から極めて重要です。

当金庫では、顧客保護等管理を行うにあたっての基本方針を定め、内部規程・組織体制を整備するとともに、顧客保護等の重要性を全職員へ周知・徹底するなど、お客様の保護ならびに利便性の向上、お客様の金融に関する正当な利益の確保に努めています。

### お客様保護等に係わる管理方針(抜粋)

沖縄県労働金庫は、労働金庫法その他の法令等を厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実・公正に事業を運営し、お客様の資産・情報およびその他の利益の保護や利便性の向上のために、お客様の視点から業務の検証・改善を継続的にを行い、顧客保護等管理に取り組めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(http://okinawa-rokin.or.jp)

### 利益相反管理方針(抜粋)

沖縄県労働金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもち、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(http://okinawa-rokin.or.jp)

## ◎金融商品に関する勧誘方針

当金庫では、お客様が安心して金融商品をご購入いただけるよう、金融商品の勧誘・販売に関して次のような方針を定め、適切な勧誘を行っています。

### 金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- 1 お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- 2 お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- 3 お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- 4 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(http://okinawa-rokin.or.jp)

## ◎金融犯罪被害防止に向けた取り組み

金融犯罪による被害を未然に防止するため、以下の対策を行っています。  
また、当金庫は、金融犯罪による被害発生防止ならびに被害者救済に今後とも取り組んでまいります。

### ○盗難・偽造キャッシュカードへの対策

- ・ ICカード(磁気ストライプ併用)の導入
- ・ 異常取引検知システムによるモニタリングの実施
- ・ ATM画面へ覗き見防止フィルムの貼付および後方確認ミラーの設置

### ○インターネット犯罪への対策

- ・ 複数のパスワード(ログインパスワード、確認用パスワード、第二暗証番号)による本人認証の実施
- ・ ワンタイムパスワードの導入
- ・ パスワードの不正取得を防止する「ソフトウェアキーボード」の導入
- ・ 普段と異なる状況で利用された場合、「合言葉(事前にご登録いただいた質問に対する回答)」による追加認証の実施
- ・ パソコンでのご利用時に携帯電話によるロック解除を要する「IBロックサービス」の導入

### ○振り込め詐欺等への対策

- ・ お客さまに注意を促すためATM画面操作における注意喚起メッセージの表示、職員による声掛け。
- ・ 当金庫ホームページにおいて、振り込め詐欺の被害防止に関する注意点をご案内するとともに、振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口を設置。



## ◎ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫では、社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団等を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、基本方針を定め取り組んでいます。

### 反社会的勢力に対する基本方針

わたしたち沖縄県労働金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- 1 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- 2 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全職員に周知徹底します。
- 3 反社会的勢力とは、取引関係も含めて、一切関係をもちません。
- 4 反社会的勢力に対して、資金提供・裏取引および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
- 5 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- 6 反社会的勢力による不当要求に対処するため、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(http://okinawa-rokin.or.jp)

## ◎ 保険募集指針

当金庫では、住宅ローンをご利用のお客様向けに、ろうきん住宅ローン総合保険(以下「保険」と記載します)の損害保険募集業務を行っています。保険募集に際しては、各種法令や内部規程等を遵守し、お客様のご意向と実状に応じた適正な販売等に努めています。また、お客様への商品説明等においては、販売・勧誘形態に応じてお客様本位の方法で行う等の創意工夫に努めています。

### 保険募集指針(抜粋)

- 保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。
- 商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実状に応じた保険募集に努めます。
- お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

※本指針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(http://okinawa-rokin.or.jp)

## ◎ 共済募集指針

当金庫では、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下「全労済」といいます)の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」(以下「共済」と記載します)の募集業務を行っています。共済募集に際しては、各種法令や内部規程等を遵守し、お客様のご意向と実状に応じた適正な募集に努めています。

### 共済募集指針(抜粋)

- 共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な募集等に努めます。
- 全労済の募集代理店として、全労済の会員である都道府県労済の組合員の皆さまの共済契約締結の媒介を行います。
- 商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実状に応じた共済募集に努めます。
- お客様への商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

※本指針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(http://okinawa-rokin.or.jp)



# コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

## ◎ 個人情報保護に関する基本的な考え方

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報保護に努めています。

### プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

沖縄県労働金庫（以下「当金庫」という。）は、お客様からお預かりした大切な個人情報（お客様の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」といいます。）も含みます。）を取扱いするにあたり、その保護が当金庫の事業活動の基本であるとともに社会的責務であると考えております。

当金庫では、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）をはじめとする関係法令に基づき、個人情報の取扱いに関する方針を以下のとおり定め、個人情報を適切に利用するとともにその安全管理に努めてまいります。

#### 1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

#### 2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。なお、特定個人情報等については、番号法等法令で認められている利用目的の範囲内で利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等(会員団体)との間で、お客様の個人情報(特定個人情報等を除きます)を共有させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客様によりよいサービスを提供するため、個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。なお、特定個人情報等については、番号法等法令で提供が認められる場合を除き、第三者へ提供いたしません。

#### 3. 個人情報の適正管理について

当金庫では、お客様に関する個人情報を正確かつ最新の内容を保つよう管理いたします。また、お客様の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

#### 4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当金庫では、お客様からご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止等の依頼があった場合、所定の手続きに基づき適切に対応いたします。

#### 5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、お客様の個人情報が適正に取扱われるよう、全職員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検するとともに、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

#### 6. 個人情報保護に関する法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

#### 7. 個人情報保護に関する質問および苦情処理窓口

お客様の個人情報に関するご質問や苦情等につきましては、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

【沖縄県労働金庫 リスク統括部】 ☎ 0120-131-490 E-mail: risk\_toukatsu@okinawa-rokin.or.jp

## ◎金融円滑化に関する取り組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めてまいりました。2009年12月に施行された「金融円滑化法」は、2013年3月31日に期限を迎えましたが、当金庫は、金融円滑化法の期限到来後も、引き続き貸付条件の変更や円滑な資金供給に努め、福祉金融機関としての役割を果たしてまいります。

### 金融円滑化管理方針(抜粋)

- 融資のご利用者から返済計画の見直しにかかる相談があった場合には、きめ細かく協議を行います。
- 住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対しては、当該住宅資金借入者の財産および収入の状況のみならず家計全体に目配りを行い、支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
- 貸付条件の変更等について、他の金融機関、沖縄振興開発金融公庫、信用保証機関等が関係している場合には、個人情報保護法等に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図って対応いたします。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(http://okinawa-rokin.or.jp)

## ◎金融円滑化管理に係る取り組み状況

### ●債務者が中小企業である場合

中小企業者からのご相談・お申込みはございません。

### ●債務者が住宅資金借入者である場合

#### (1)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

	2010年 3月末	2011年 3月末	2012年 3月末	2013年 3月末	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	148	1,284	1,847	2,526	2,879	3,036	3,140	3,201	3,220
うち、実行に係る貸付債権の額	76	766	1,356	1,995	2,313	2,443	2,530	2,569	2,591
うち、謝絶に係る貸付債権の額	60	221	246	251	274	309	309	309	309
うち、審査中の貸付債権の額	8	163	37	32	10	2	0	2	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	2	132	206	246	281	281	300	319	319

#### (2)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	2010年 3月末	2011年 3月末	2012年 3月末	2013年 3月末	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	15	104	153	203	233	246	251	256	257
うち、実行に係る貸付債権の数	7	64	112	159	186	197	202	205	207
うち、謝絶に係る貸付債権の数	5	18	22	23	25	27	27	27	27
うち、審査中の貸付債権の数	2	13	4	2	1	1	0	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	9	15	19	21	21	22	23	23

※上記は、金融円滑化法の施行日(2009年12月4日)から各期末までの累計額および累計件数です。

# リスク管理の態勢

## 基本方針

リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会（その他機関会議）により制定された「リスク管理・運営方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

## 統合的リスク管理の取り組み

当金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで、金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

管理状況については、定期的にALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

## 各種リスクの取り組み

### 1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事象変化についても追跡のうえ管理しています。

### 2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって、資産・負債の価値が変動して損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、金利リスクおよび債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスク、為替リスクについて、的確に把握しコントロールするよう努めています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明します流動性リスクの管理も含めて、ALM(Asset Liability Management：資産負債総合管理)の中で行っています。当金庫のALMは、次のような体制で行われています。

#### 【ALM委員会の構成】

- 委員長…理事長
- 委員…専務理事、常務理事および本部の各部長

#### 【ALM委員会の目的】

経営環境の変化に伴い発生する金利リスク、流動性リスクなど諸々のリスクを管理し、資金調達、運用の迅速化、最適化および収益の適正化を図るべく、金庫の資産・負債を総合的に管理することを目的としています。

### 3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることや、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

当金庫では、こうした資金繰りリスクを、経営統括部において一元的に管理しています。また、前述したALM委員会において、定期的に支払準備資産の状況を検証するなど、管理の強化に努めています。

### 4. オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

#### （1）事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠り、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理に係る手順、権限、管理方法などの厳正化に加えて、事務の正確性やタイムリーに行われているかどうかをチェックする内部監査を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自主検査を実施しています。また、業務統括部を事務リスクの統括管理部署として定め、事務リスクを極小化する取り組みを行っています。さらに、顕在化した事務リスクの改善や内在（潜伏）する事務リスク軽減に向けた組織横断的な取り組み機関として、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、預金役席者会議等や研修によって事務処理の習熟を図る等、事務過誤の発生防止に努めています。

当金庫のオペレーショナル・リスク管理は、次のような体制で行われています。

#### 【オペレーショナル・リスク管理委員会の構成】

- 委員長…理事長
- 委員…専務理事、常務理事および本部の各部長

#### 【オペレーショナル・リスク管理委員会の目的】

「リスク管理・運営方針」および「統合的リスク管理規程」、「オペレーショナル・リスク管理要領」にもとづき、オペレーショナル・リスクを管理し、リスクの未然防止と再発防止に努め、オペレーショナル・リスクを極小化することを目的としています。

(2)システムリスク

当金庫は、多様な事務処理やリスク管理において、オンラインシステムなどの様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータシステムの停止、誤作動など、システムの不備等により当金庫が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国のろうきんが業務委託する労金連総合事務センターが行っています。同センターでは、十分な地震対策を施すとともに、仮に大規模災害等により機能が停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築するなど、安全対策を講じています。

また、当金庫では各種手続規程の整備により障害の未然防止に努めるとともに、トラブル発生に備えて「コンティンジェンシープラン」等を整備しています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うための CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

(3)法務リスク

取引の法律関係が確定的でないことや、法令・ルール等の遵守状況が十分でないことなどによって損失を被るリスクが「法務リスク」です。当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

(4)人的リスク

人事運営上の不公平・不公正感やセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の差別的行為によって職員の成長および労働意欲が阻害され損失を被るリスクが「人的リスク」です。当金庫で

は、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および能力等級制度・役割等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、差別的行為等を防止する取り組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

(5)有形資産リスク

自然災害やその他の事象によって生じる有形資産の損害や、時価の下落に伴う減損等によって損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

(6)風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

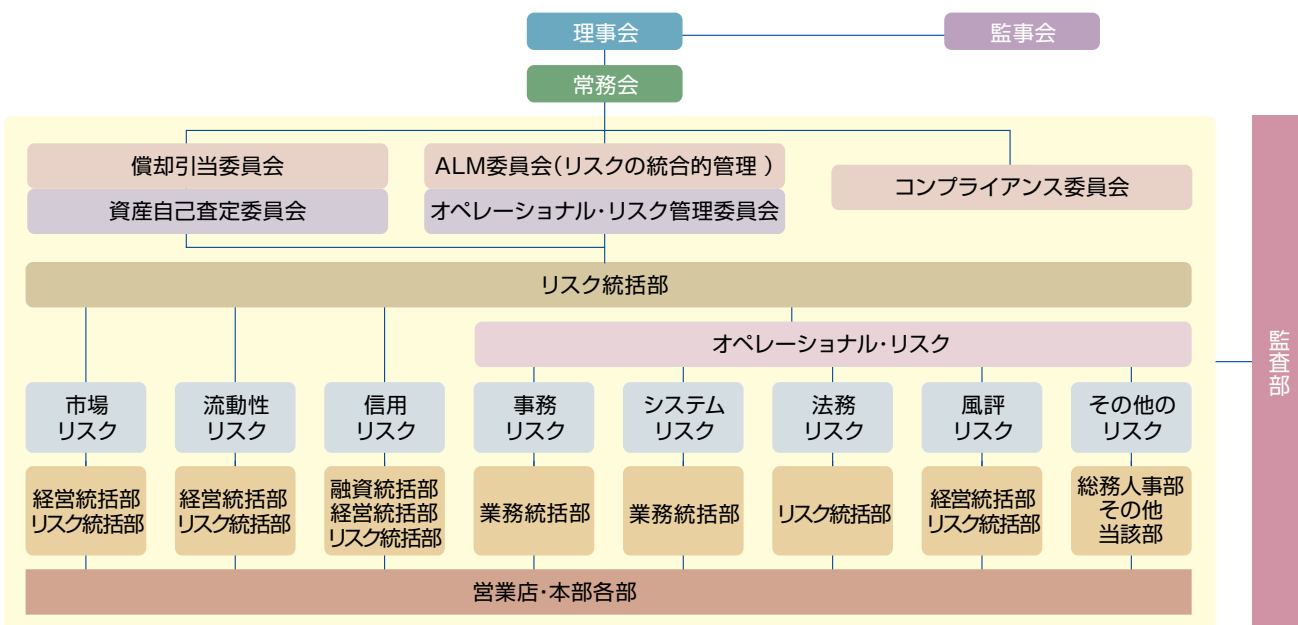
 危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害、インフルエンザや風評被害等の危機発生時に対する基本的な方針として「コンティンジェンシープラン」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「緊急時営業店業務継続マニュアル」を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、体制の強化に努めています。

◎リスク管理体制図



# 社会的責任と貢献活動

ろうきんは、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたるろうきんの理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。



## 自然災害に係る取り組み

自然災害により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

ろうきんでは、東日本大震災や平成28年熊本地震で被災された方に対して、以下の支援に取り組んでいます。

1. 融資関連の特別措置
  - (1)被災された方のろうきんのお取引先に関するご相談につきましては、お取引先のろうきんへの取次ぎ等、丁寧に対応させていただきます。
  - (2)被災された方の早期の生活安定と災害復旧を目的として、災害救援ローン(無担保・有担保)を取り扱っています。制度概要については、P25に記載しています。
2. 振込手数料の免除措置  
ろうきんの窓口で、会員団体等が開設した義援金振込口座へ送金する際の振込手数料を免除しています。
3. 義援金の拠出  
日本赤十字社沖縄県支部へ、東日本大震災および平成28年熊本地震に関し、それぞれ30万円の義援金を贈呈しました。

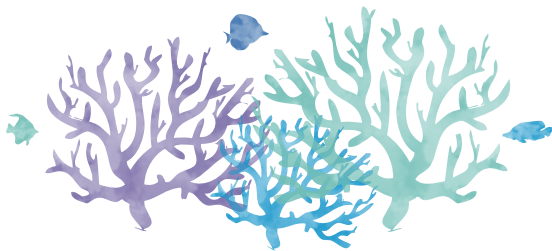


## 生活応援運動の取り組み

### ◎多重債務対策の取り組み

全国13のろうきんと労金協会は、2007年に「生活運動・多重債務対策本部」を設置しました。その後も、ろうきん業態における統一施策として、多重債務に関する啓発・救済に関する活動を継続して取り組んでいます。

当金庫においては、高金利からの借換えだけでなく、ご相談内容によっては認定司法書士を紹介し、連携してご負担軽減のお手伝いをしています。また、会員職場での研修・学習会の開催、講師派遣等を通じて「高金利の危険性」や「身近に潜むマネートラブル」に関する情報を提供し、多重債務に陥らないための予防運動を進めています。



## 福祉金融機関としての融資制度

### ◎技能者育成資金融資

経済的な理由により、職業能力開発総合大学校や公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、能力開発施設の長から推薦のあった方に対して融資することで、訓練生の経済的な負担の軽減を図り、職業訓練の受講を支援するための制度です。2011年5月から国との提携によって取り扱いを開始しました。制度概要については、P25に記載しています。

#### ●2017年度技能者育成資金融資利用状況

実行件数	22件
実行金額	24,330千円
融資残高	209,316千円

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。

### ◎求職者支援資金融資

雇用保険を受給できない方で、国が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受講中の場合、給付金では生活費が不足する方に対して必要な資金を融資し、生活の安定を図りながら再就職を支援する制度で、2011年10月から取り扱いを開始しました。制度概要については、P25に記載しています。

#### ●2017年度求職者支援資金融資利用状況

実行件数	6件
実行金額	2,500千円
融資残高	22,830千円

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。

### ◎福祉ローン

「福祉ローン」は、2014年1月から育児支援ローン(育児期間中の子育て費用・育児休職中の生活資金等に利用ができるローン)の代替商品としながら、使いみちの対象範囲をこれまでより幅広くした融資制度となっています。制度概要については、P25に記載しています。

#### ●2017年度福祉ローン利用状況

実行件数	22件
実行金額	18,700千円
融資残高	52,941千円

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。

### ◎災害救援ローン

災害(地震・暴風・豪雨・土砂崩れ等の自然災害、または火災)における被災者の方の早期の生活安定と災害復旧を目的とした融資制度です。制度概要については、P25に記載しています。



## 地域社会の活性化に関する取り組み(地域と協働した社会貢献活動等)

社会的責任と貢献活動

### ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金



沖縄県において深刻な問題となっている「子どもの貧困」と、その根本的な要因である「親の貧困」問題に対し、労働者が創りあげた福祉金融機関として真摯に向き合い、社会的役割を發揮していくため、会員団体および県内各労働団体とともに「ろうきん 働く仲間のゆめ・みらい基金」を創設し、2016年10月から(公財)沖縄県労働者福祉基金協会を事務局として運営を開始しました。

また、基金支援団体として全労済沖縄推進本部が加わり、2018年4月から名称を「ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金」へ変更しました。当金庫は、基金の安定運営を会員団体・お客さまとともに支え、「共助」の輪を広げ、働く仲間とその大切な子ども達の笑顔につなげていきます。

### NPO等への支援

#### ◎ NPO助成金制度

NPOの活動を財政面から支援するため、2006年にNPO助成金制度を創設しました。2017年度は、6団体へ合計100万円を助成しました。制度創設以降、これまでに延べ61団体、総額1,200万円を助成しました。

#### ◎ ろうきん・わしたシマづくり運動

2014年10月、自動機によるお取り引きに応じて寄付金額を積み立て、地域で活動する団体へ寄付することによりその活動を支援する「ろうきん・わしたシマづくり運動基金」を創設し、会員団体・ご利用者と当金庫が三位一体となった社会貢献活動に取り組みました。2017年度は13団体へ総額100万円を寄付しました。

### 環境への取り組み

#### ◎ 「第23回 国場川水あしび」へ参加

地域住民や地元企業、自治体関係者が協力し、ラムサール条約に登録されている湿地「漫湖」周辺のゴミ拾いを行う地域参加型清掃活動イベントで、当金庫からは役職員54名が参加しました。



### その他の取り組み

#### ◎ 劇団四季「こころの劇場」への協賛

子ども達を無料で劇団四季の舞台へ招待し、演劇の感動を届けるプロジェクト「こころの劇場」沖縄ブロック公演に協賛しました。2017年度は5市町村9公演で10,306名の小学生が招待されました。

#### ◎ 食品の贈呈

沖縄県労福協が取り組んでいる生活困窮者自立支援に役立てるため、株主優待として企業から届いた食品を沖縄県労福協へ2回贈呈しました。



### 地区推進委員会のイベント

各会員団体・構成員のみなさまでつくる各地区推進委員会は、暮らしに関するセミナーや学習会、スポーツ交流、その他のイベントを主催しながら、地域や会員相互間にろうきんへの「共感の輪」を広げています。



県庁地区推進委員会/  
ろうきんスーパー駅伝大会



浦添地区推進委員会/  
「0150ゆめ・みらい運動」会員学習会



コザ地区推進委員会/  
「未来の私へ、安心を積立て」会員学習会



宮古地区推進委員会/  
「ろうきん文庫」の贈呈



八重山地区推進委員会/  
「ろうきん文庫」の贈呈



与那原地区推進委員会/  
第17回女性ボウリング大会



# 預金・ローンのご案内

## ◎預金のご案内

(2018年7月1日現在)

預金・ローンのご案内

商品名		お預け入れ期間	お預け入れ金額	内容
総合口座	普通預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	出し入れが自由で、おサイフ代わりに使える便利な預金です。公共料金や返済金等の自動振替も簡単な手続きをご利用になれます。1か月の入出金の合計等を印字する「家計簿集計サービス」の機能があります(お申込みが必要です)。
	定期預金	各種預金に準じます。		定期預金またはエース預金残高の90%以内、最高300万円まで自動融資が利用でき、イザという時にも安心です。 ※エース預金を総合口座の対象とする場合は、別途エース預金通帳を発行させていただきます。
	エース預金			
普通預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	給与振込、年金等の受取り口座としてご利用になれます。 家計口座として公共料金の自動支払いに便利です。	
普通預金無利息型 [決済用預金]	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	預金保険制度による全額保護対象のお利息のつかない預金です。 普通預金と同じ機能・サービスがご利用になれます。	
貯蓄預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	普通預金の便利さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金で、残高に応じて金利が段階的にアップします。 貯蓄預金カードで入出金や残高照会ができます。	
当座預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。	
通知預金	7日間以上	1円以上	まとまった資金を短い期間でも有利に運用できる預金です。 お引き出しの場合は、2日前までにご通知ください。	
定期預金	自由金利型定期預金 [大口定期]	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上	1,000万円以上のまとまった資金を最大限に活かします。
	スーパー定期預金	1ヵ月以上 10年以内	1円以上 1,000万円未満	まとまった資金を効率よく運用するのに最適です。
	ワイド定期預金	最長3年 (うち据置期間1年)	1円以上 300万円未満	1年複利の定期預金です。
	変動金利定期預金	1年・2年・3年	1円以上	6ヶ月ごとに金利が変動する定期預金です。
財形預金	一般財形	3年以上	1,000円以上 1,000円単位	給料やボーナスからの天引き預金で、多目的な資金づくりに便利です。 必要に応じて一部払戻しができます。
	財形年金	5年以上 据置期間6ヶ月以上~5年以内 受取期間5年以上~20年以内	1,000円以上 1,000円単位	退職後に備えた資金づくりに最適な天引き預金です。 財形住宅とあわせて貯蓄残高550万円までお利息に税金がかかりません。
	財形住宅	5年以上 住宅取得の際は5年未満 でも引き出し可能	1,000円以上 1,000円単位	マイホームの新築・購入や増改築の資金を目的に積立てる預金です。 財形年金とあわせて貯蓄残高550万円までお利息に税金がかかりません。
エース預金	エース預金 「エンドレス型」	期間の定めはありません	1円以上	満期日を定めないエンドレス型の積立です。 積立を継続しながら、積立金の全部または一部払い戻しができます。
	エース預金 「確定日型」	3年以上	1円以上	あらかじめ目標日(満期日)を設定して積立てる預金です。 積立終了後、目標日(満期日)以降に一括して払い戻すことができます。
	エース預金 「年金型」	3年以上	1円以上	あらかじめ積立終了日、年金支払開始日、年金支払期間を設定して積立てる預金です。 積立終了後、年金方式でお受取りになれます。



## ◎ローンのご案内

(2018年7月1日現在)

商品名	担保	金利種類	ご返済期間	ご融資限度額	特長
住宅ローン	有担保	変動金利	3年以上40年以内	1億円	・住宅の新築・購入・リフォーム費用など、住宅関連資金全般にご利用になれます。他金融機関住宅ローンの借換にもご利用になれます。
		固定選択型			
		上限金利型			
		全期間固定金利型			
有担保フリーローン	有担保	変動金利 固定金利	3年以上40年以内	2,000万円	・教育費用、自動車・耐久消費財購入費用、医療費、他金融機関のフリーローンの借換費用など生活に必要な費用にご利用になれます。
一般不動産貸出	有担保	変動金利	35年以内	1億円	・不動産取得に関わる資金としてご利用になれます。
災害救援住宅ローン	有担保	変動金利 固定金利	3年以上40年以内	1億円	・被災住宅に係る関連諸費用にご利用になれます。 (ただし、諸条件あり)
マイプラン	無担保	変動金利	1年毎に自動更新	500万円	・お使いみち自由なカードローン(事業性資金を除く)。限度額の範囲内でいつでも繰り返しご利用になれます。
給振カードローン みらい	無担保	変動金利	1年毎に自動更新	500万円	・給与振込をろうきんに指定している方対象の低利なローン。急な出費も素早くサポートします。
無担保フリーローン	無担保	変動金利	10年以内	500万円以下	・旅行、趣味、結婚、葬儀、物品や家具などの暮らしに必要な費用にご利用になれます。
		固定金利			
教育ローン	無担保	変動金利	20年以内	2,000万円	・入学金・授業料をはじめ教育資金全般に。 ・元金据置返済制度があります。 ・分割融資もご利用になれます。
		固定金利	16年以内		
教育ローン (カード型)	無担保	変動金利	カード利用期間 含め20年以内	2,000万円	・入学金・授業料をはじめ教育資金全般に。 ・在学期間中は「カードローンお借入枠」を設定し、お借入枠の範囲内で繰り返しご利用いただけます。
自動車ローン	無担保	変動金利	10年以内	500万円	・車・バイクの購入、車検、他社の自動車ローンの借換等、カーライフに関するあらゆる用途に。
エコカー・福祉カーローン	無担保	固定金利	10年以内	500万円	・次世代エコカー(ハイブリット車・クリーンディーゼル車等)や福祉車両(運転補助装置車・シートリフトアップ車等)を購入する場合には、カーライフローン(基準金利)より低利でご利用になれます。
無担保住宅ローン	無担保	固定選択型 上限金利型	25年以内	2,000万円	・住宅に関する資金全般にご利用いただけます。無担保なので、登記費用はかかりません。
福祉ローン	無担保	固定金利	10年以内	500万円 (育児費用、育児・介護休業 取得中の生活費については 各100万円)	・医療費・介護費・育児・介護休業取得中の生活費や災害復旧に必要な費用などにご利用になれます。
ろうきん年金ローン	無担保	固定金利	5年以内	当該年金受給者の 年間受給額あるいは 200万円のいずれか 低い金額	・ろうきんで年金受取ご契約者のための低利なローン。
災害救援ローン	無担保	変動金利	生活資金10年以内	500万円以下 (ただし、一部 条件あり)	・災害復旧に係る生活資金等。
			住宅資金25年以内		・自然災害または大規模な火災により被害を受けた住宅の復旧・建替え費用等。
求職者支援資金融資	無担保	固定金利	融資額50万円未満 は5年以内 融資額50万円以上 は10年以内	被扶養者の有無 により異なります。	・職業訓練期間中の生活費として、ハローワークでの受付を基にご利用になれます。 ※ハローワークによる受付・要件認定が必要です。
技能者育成資金融資	無担保	固定金利	元金据置期間 経過後10年以内	訓練課程・訓練期間 により異なります。	・職業能力開発総合大学校や公共職業能力開発施設での受付・要件認定によりご利用になれます。訓練期間中は、元金据置です。
教育訓練受講者 支援資金融資	無担保	固定金利	元金据置期間 経過後10年以内	訓練期間により 異なります。	・教育訓練期間中の生活費として、ハローワークでの受付を基にご利用になれます。 ※ハローワークによる受付・要件認定が必要です。
NPO事業 サポートローン	無担保	変動金利	5年以内 (運転資金および 手形貸付は1年以内)	500万円	・特定非営利活動(NPO)法人で、3年以上の活動実績があり、県内に主たる事務所を有する法人格認証団体が対象となります。 ・NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業およびその他の事業に必要な「運転資金」や「設備資金」にご利用になれます。
	有担保		10年以内 (運転資金および 手形貸付は1年以内)		

# 各種サービス業務

(2018年7月1日現在)

## 🌸 キャッシュサービス

- 当金庫のキャッシュカード、ローンカード(以下「ろうきんカード」)なら全国のろうきん自動機で、平日はもちろん土日・祝日もお引出し手数料が無料です。
- MICS加盟の各金融機関(都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・信託・JA)において、ろうきんカードで現金のお引出しができます。なお、残高照会につきましては、どの金融機関でのご利用も手数料無料です。
- コザ信金との業務提携により相互の自動機から無料時間帯は手数料なしでお引出しができます。また、ご入金はいつでも手数料無料です。詳しい無料時間帯についてはP34をご覧ください。
- 全国のゆうちょ銀行・セブン銀行の自動機でろうきんカードによるお引出し・ご入金・残高照会ができます。また、ご入金は手数料が無料です。
- 業務提携により、イオン銀行・イーネット(ファミリーマートATM)・LANs(ローソンATM)の自動機にてお引出し・ご入金・残高照会がいつでも手数料無料でご利用いただけます。取り扱い時間についてはP34をご覧ください。

## 🌸 他行自動機利用手数料キャッシュバックサービス

ろうきんカードで、ろうきん以外の自動機(銀行・信金・JA・ゆうちょ銀行・コンビニ等)を利用してお引出しされた場合にかかる所定の利用手数料を、当金庫が負担してお客さまのご利用口座にお戻りするサービスです。

概要	
対象となるお客さま	ろうきんのカードをお持ちのお客さま
対象となる口座(お取引)	ろうきんカードによるお引出し・当座貸越取引 ①キャッシュカード/普通預金・貯蓄預金 ②ローンカード/マイプラ・ミニット・Qカード(みらい)
対象金額	1回あたり108円 ※1回あたり108円を超えるお引出し手数料はお客さまのご負担となります。 例:平日18時以降のお取引でお引出し手数料が216円の場合、108円はお客さまのご負担となります。
対象回数	回数制限なし
キャッシュバック時期	お引出し後、即時(出金直後)に、お客さまのご利用口座へキャッシュバックいたします。 ※コザ信用金庫の自動機をご利用の場合は、翌月20日(20日が休業日の場合は前営業日)にキャッシュバック致します。なお、ローンカードをご利用の場合には、ご返済口座(普通預金)へのご入金となります。

## 🌸 デビットカードサービス

「J-Debit」加盟店でのお買い物やサービス代金のお支払い時に、ろうきんキャッシュカードを利用して口座からその代金を即時に引落とすことができるサービスです。手数料もかからず大変便利です。

## 🌸 ろうきんUC(マスター・VISA)カード

国内・海外のUC、マスター、VISAの加盟店で、ショッピング等のお支払い時にご利用いただけます。

## 🌸 自動支払いサービス

公共料金(電気・電話・水道・ガス・新聞・NHK等)のお支払いをはじめ、各種税金、保険料、ろうきんローン返済金、クレジットカードのご利用代金などを口座から自動的にお支払いいただけます。

## 🌸 自動送金サービス

あらかじめ送金先、送金日、送金金額を指定、ご登録いただくと、ろうきん普通預金口座からご指定内容の送金が自動的に行えます。ご家族への仕送りをはじめ、家賃や駐車場代のお振込など、毎回定額のお振込をなさる場合には大変便利なサービスです。

## 🌸 代理業務サービス

沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構などの代理業務を行っています。

## 🌸 メールオーダーサービス

公共料金の自動支払いと住所変更の手続きを、郵送でお申込みいただけます。なお、申込み用紙(返信用封筒付)は、各営業店のキャッシュコーナーと窓口を用意しています。

## 🌸 インターネットホームページ

預金・融資商品をはじめ、住宅ローン返済シミュレーション、店舗・自動機案内など、当金庫に関する情報を提供しています。ローンの仮審査申込みやローン相談の来店ご予約をネット上で行うことができ、投資信託の基準価額についても閲覧できます。

- ホームページアドレス  
<http://okinawa-rokin.or.jp>

## 🌸 ろうきんダイレクト

### ●インターネットバンキング(個人向け)

パソコンや携帯電話・スマートフォンからインターネットを通じて、「振込・振替」、「残高照会」、「入出金明細照会」、「定期預金の口座開設等」、「ローンの随時・全額返済」等のお取引ができます。また、パソコンやスマートフォンからは「住所変更」、「公共料金自動引落のお申込み」のお取引もご利用いただけます。なお、「振込・振替」手数料は、窓口や自動機で行うよりも大変お得です(最大594円お得)。

### ●Webお知らせサービス

「残高のお知らせ」などを、書面による郵送に替えてインターネットを経由してご覧いただけるサービスです。時間を気にせず、どこからでもご利用可能で、手数料がかかりません。  
※お勤め先によってはご利用いただけない場合があります。

### ●テレフォンバンキング

固定電話・携帯電話からお電話いただくと、音声ガイダンスに従って「振込・振替」、「残高照会」、「ローン繰上返済」等のお取引ができるサービスです。

- ※ お勤め先によってはご利用いただけない場合があります。
- ※ トーン信号を発信できる電話機(携帯電話を含む)が必要です。

### ◆インターネットバンキング(団体向け)

パソコンからインターネットを通じて、「振込・振替」、「残高照会」、「入出金明細照会」等のお取引ができる団体向けのサービスです。さらにサービスタイプを『フルタイプ』でご契約いただくと、一括振込(総合振込・給与振込・口座振替)を行うことが可能です。

### ◆ローンプラザ

住宅ローンや教育資金、結婚資金や車購入資金などをはじめとしたローン相談の専門店です。本店営業部1階「ローンプラザなは」とおもろまち支店内「ローンプラザおもろまち」、コザ支店内「ローンプラザコザ」の3店舗があります。

営業時間	平日(月～金)	午前10時～午後7時
	土・日曜	午前10時～午後5時

※年末年始・祝日・振替休日はお休みです。但し、祝日が土・日にあたる場合は営業します。

ローンプラザなは	☎ 0120-232-100 FAX.098(861)8157
ローンプラザおもろまち	☎ 0120-029-155 FAX.098(869)5522
ローンプラザコザ	☎ 0120-232-107 FAX.098(937)8282

### ◆お客様相談デスク

当金庫の商品・サービス内容など、ご利用に関するお客さまのお問い合わせやご相談を受け付けいたします。

お客様相談デスク	☎ 0120-602-040
----------	----------------

※受付時間 平日午前9時～午後5時(当金庫の休業日(土日・祝日等)は除きます)

### ◆確定拠出年金

確定拠出年金は、月々の掛け金とその運用収益の合計額が年金として受け取れる私的年金制度です。当金庫では、企業型は商品提供金融機関として、個人型(iDeCo)は運営管理機関としてお取り扱いしています。

### ◆内国為替業務

当金庫では、給与振込業務など国内のお客さまの間での資金の送金(振込)、取立て仲介(代金取立)業務を行っています。

### ◆有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。詳しくはP52～54に掲載しています。

### ◆有価証券業務

業務の種類	期間	申込単位	特長・留意点
国債窓口販売業務 個人向け国債	3・5・10年	1万円	国が発行する安全性の高い債券です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払いは国が行います。
投資信託窓口 販売業務 ※2015年4月1日より窓口販売を休止しております。		1万円～	多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド(基金)としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預かりした払込金が元本割れすることもあります。

### ◆共済代理業務

全労済の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」の代理募集の取り扱いを行っています。

### ◆損保窓販業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

### ◆少額投資非課税制度(愛称:NISA)

当金庫では、非課税口座(NISA口座)の開設を受け付けています。この口座内では、投資(非課税投資枠<年間120万円>内)から生じる売却益や収益分配金が最長5年間非課税となります。

### ◆その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

# 各種手数料

©2018年7月1日現在（各手数料には8%の消費税が含まれています）

## 為替手数料

種類	お振込場所(方法)	お振込金額	当金庫自店宛	ろうきん本・支店あて (全国ろうきん含む)	他金融機関あて			
					電信扱	文書扱		
振込手数料	窓口 (注1)	5万円未満	108円	324円	648円	756円		
		5万円以上	324円	540円	864円	972円		
	ATM(自動機) (注2・3)	5万円未満	無料	108円	324円			
		5万円以上		324円	540円			
	ろうきんダイレクト 個人版インターネット バンキング(注2)	5万円未満		108円	216円			
		5万円以上			270円			
	テレフォンバンキング	1万円未満		108円	324円			
		1万円以上			432円			
		5万円以上		324円	648円			
	インターネットバンキング (団体向け)および ファームバンキング (注4)	1万円未満		108円	216円			
		1万円以上			324円			
		5万円以上		216円	540円			
送金手数料				1件につき432円			1件につき648円	
代金取立手数料				1通につき432円			普通扱	864円
					至急扱	1,296円		
その他の手数料	送金・振込の組戻料、取立手形組戻料、不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料(注5)				1件につき648円			

(注1)視覚障がい者ご本人が窓口で振込依頼をする際は、ATMご利用時と同額でお取り扱いいたします。  
 (注2)同一店口座間の資金移動(窓口での取引を除く)、および個人版インターネットバンキングに登録したろうきん口座相互の資金移動は無料です。  
 (注3)ろうきん以外の金融機関カードを利用してろうきんATMで振込を行う場合は、振込手数料に下記の手数料が加算されます。

平日(8:00~8:45、18:00~21:00)	取引1件につき216円
平日(8:45~18:00)	取引1件につき108円
土日祝祭日(9:00~20:00)	取引1件につき216円

(注4)インターネットFBサービスをご利用の場合の為替手数料も同額でお取り扱いいたします。なお、同一店口座間の資金移動は無料です。  
 (注5)取立手形店頭呈示料は、648円を超える実費を要する場合、その実費をいただきます。

## 個人情報の開示手数料

基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号、労働組合等(会員団体)	依頼書1通につき1,080円
加算手数料	預金残高、借入残高	1口座1基準日毎540円
	取引履歴	1口座1か月毎540円
	その他	1項目毎1,080円

※個人情報保護法第25条に基づく開示請求が対象です。

## 定額自動送金手数料

振込先	取扱形態	1万円未満	1万円以上	5万円以上
ろうきん本・支店あて (全国ろうきん含む)	自振送金(自店内)	54円		
	為替送金(注1)	162円	162円	378円
他行あて	為替送金	378円	486円	594円

(注1)送金先が本・支店間および系統内の他金庫宛の場合。

## ろうきんのATMをご利用の場合の手数料

曜日	稼働時間(注1)	ろうきんのカード (全国ろうきん含む)	コザ信金のカード		ゆうちょ銀行の カード	イオン銀行の カード	提携金融機関 (左記以外)のカード	入金ネット加盟 金融機関のカード			
		お引出し・ご入金・お振込(注2)	お引出し	ご入金	お引出し・ご入金	お引出し	ご入金	お引出し・お振込(注2・3)	ご入金		
平日	7:00~8:00	無料	お取り扱いできません		216円	無料	無料	お取り扱いできません			
	8:00~8:45		無料	お取り扱いできません				216円	216円		
	8:45~18:00			108円	108円			108円	108円		
	18:00~21:00		108円	216円	216円			216円	216円		
	21:00~22:00		お取り扱いできません							お取り扱いできません	お取り扱いできません
土曜日	9:00~14:00		無料					108円			
	14:00~17:00		108円	216円				216円		216円	216円
	17:00~20:00		お取り扱いできません								
日曜日・ 祝日	9:00~17:00		108円	216円				216円		216円	216円
	17:00~20:00		お取り扱いできません								

(注1)ATMによって稼働時間が異なります。上記の時間は沖縄ろうきんの最長稼働時間です。  
 (注2)月曜日~金曜日の15時00分以降、土曜日、日曜日、祝日、振替休日のお振込は、翌営業日扱いとなります。お振込(振込予約)の場合、上記のお引出し手数料に加え振込手数料がかかります。  
 (注3)都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合のキャッシュカードがご利用いただけます。

預金・融資・その他手数料

種類	項目	金額	
預金	小切手発行手数料	小切手用紙代 1冊(50枚) 540円 自己宛小切手発行手数料(1枚あたり) 540円	
	証明書発行手数料	残高証明書等(1通あたり) 324円	
	取引履歴照会手数料(1口座あたり)	540円	
	相続預金取引履歴開示手数料(1口座あたり、口座がない場合は1回あたり)	540円	
	未払利息計算書(1口座・1預入あたり)	216円	
	預金決算利息計算書	無料	
	通帳・証書・カード発行手数料 (1枚あたり)	通帳・証書再発行手数料	1,080円
		キャッシュカード再発行手数料	1,080円
		ダイレクトご契約者カード再発行手数料	432円
		ICカード発行手数料(新規・切替) <sup>(注1)</sup>	1,080円
	ICカード再発行手数料(再発行手数料+ICカード発行手数料)	2,160円	
融資	ローンカード再発行手数料(1枚あたり)	1,080円	
	証明書発行手数料	残高証明書(公庫は無料)(1通あたり) 324円 住宅取得控除用残高証明書 無料	
	取引履歴照会手数料(1口座あたり)	540円	
	(根) 抵当解除証書再発行手数料(1通あたり)	432円	
	一部繰上償還手数料(不動産担保)(1口座あたり)	無料	
	全額繰上償還手数料(不動産担保) ※1口座あたり ※返済期間3年未満		
	(1)住宅ローン	2015年4月以降受付 2017年10月以降受付 2018年4月以降受付	
	固定金利選択型	32,400円	
	上限金利付		
	全期間固定金利型		
	変動金利型		
	マンション専用ローン	3,240円	32,400円
	(2)有担保フリーローン		
	(3)一般不動産貸出	無料	
	(4)災害救援住宅ローン	3,240円	
	(5)住宅つなぎローン(借換)	無料	54,000円
	上記(1)~(5)以外(負債整理有担保融資含む)		無料
	借換手数料(1口座あたり)	・長プラ連動型から労金変動型等への切替 ・借換ローン(不動産担保)	5,400円
	固定金利選択型住宅ローン(有担保)の条件変更に係る事務取扱手数料 (初回、条件変更手続時に限ります。お客さまのご契約内容によっては無料の場合もございます。)		32,400円
	不動産担保事務取扱手数料		実費相当分
融資見込証明書(農地転用許可申請用)		216円	
融資取引明細証明書		216円	
融資契約終了(契約解除)証明書		216円	
会計監査人提出用残高証明書(1通あたり、預金・融資共通書式)		3,240円	
出資金残高証明書		216円	
保護預り料	封緘方式(保管袋1個あたり)	年間 540円	
	公共債預り料	年間 1,296円	
個人版インターネットバンキング手数料		無料	
その他	インターネットバンキング(団体向け)利用手数料	フルタイプ	月額3,240円(会員団体無料)
		ライトタイプ	月額1,080円(会員団体無料)
	ファームバンキング サービス利用手数料	FB(アンサー利用含む)	月額3,240円(契約無料)
		アンサーのみ	月額1,080円(契約無料)
	電子証明書利用手数料		月額 216円
	パスワード生成機(団体B用)追加・再発行(1つにつき)		1,620円
	Webお知らせサービス手数料		無料
預金等調査に関する手数料	紙で依頼を受けた調査(対象者1名につき)	540円	
	電子媒体で依頼を受けた調査(1依頼データにつき)	54円	

(注1) ICキャッシュカード「カードローンシングルカード」の発行手数料(新規・切替)は無料です。

両替手数料<sup>(注2)</sup>

	会員団体	会員団体の構成員の方	左記以外
1 ~ 100枚	無料	無料	108円
101 ~ 300枚		216円	216円
301 ~ 500枚		324円	324円
501 ~ 1,000枚		432円	432円
1,001枚以上		432円+1,000枚毎に432円	432円+1,000枚毎に432円

硬貨の入金・払戻手数料<sup>(注2)</sup>

	会員団体	会員団体の構成員の方	左記以外
1 ~ 100枚	無料	無料	無料
101 ~ 300枚			216円
301 ~ 500枚			324円
501 ~ 1,000枚			432円
1,001枚以上			432円+1,000枚毎に432円

(注2)

- ・枚数は、持込枚数または両替後枚数のうちいずれか多い方を対象とします。
- ・1日に複数回の取引がある際は、同日の合計枚数に応じた手数料を申し受けます。
- ・「無料」に該当する場合でも、事業に伴って発生した両替や硬貨の入金・払戻は、手数料をいただく場合がございます。
- ・「会員団体」とは、当金庫に出資している労働組合等の団体をさします。

# 店舗・自動機設置状況

(2018年7月1日現在)



## 店舗・自動機

窓口営業時間

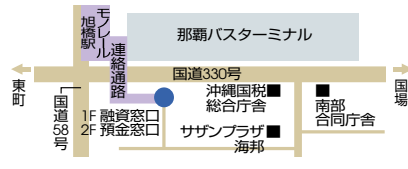
平日 9:00~15:00

金融機関コード

2997

店舗・自動機設置状況

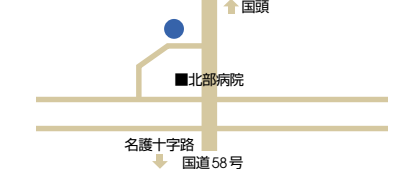
### 本店営業部(ホンテン) 店番号 952



所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 1-9
TEL	098-861-0118
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00
	土曜日 9:00-20:00(注)
	日曜・祝日 9:00-20:00(注)

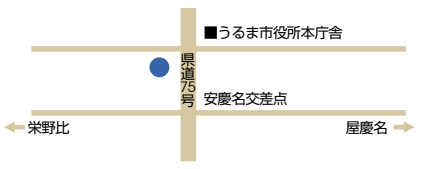
(注)土・日・祝日については、本店2階に設置するATMを休止いたします。どうぞ、本店1階のATMをご利用ください。

### 名護支店(ナゴ) 店番号 959



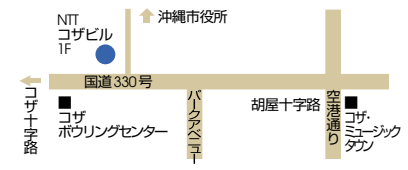
所在地	〒905-0017 沖縄県名護市大中 3-9-1
TEL	0980-52-2844
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00
	土曜日 9:00-20:00
	日曜・祝日 9:00-20:00

### 具志川支店(グシカワ) 店番号 964



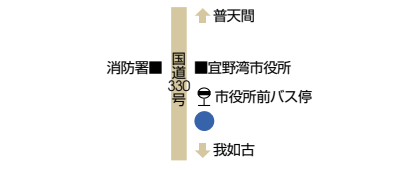
所在地	〒904-2215 沖縄県うるま市みどり町5-1-1
TEL	098-972-3333
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00
	土曜日 9:00-20:00
	日曜・祝日 9:00-20:00

### コザ支店(コザ) 店番号 958



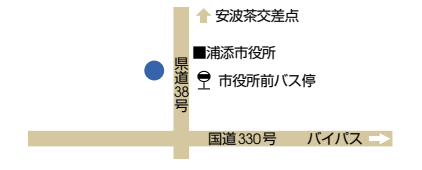
所在地	〒904-0021 沖縄県沖縄市胡屋 1-5-1
TEL	098-937-1189
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00
	土曜日 9:00-20:00
	日曜・祝日 9:00-20:00

### 普天間支店(フテンマ) 店番号 957



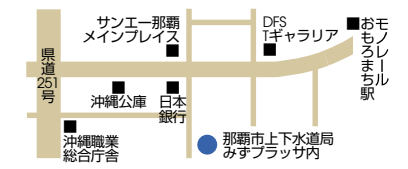
所在地	〒901-2203 沖縄県宜野湾市野嵩 1-2-17
TEL	098-892-4416
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00
	土曜日 9:00-20:00
	日曜・祝日 9:00-20:00

### 浦添支店(ウラソエ) 店番号 956



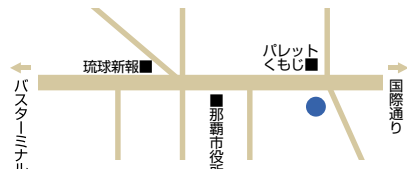
所在地	〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶 2-1-3-101号
TEL	098-877-3301
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00
	土曜日 9:00-20:00
	日曜・祝日 9:00-20:00

### おもろまち支店(オモロマチ) 店番号 966



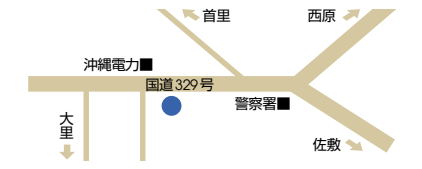
所在地	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 1-1-2
TEL	098-867-1515
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00
	土曜日 9:00-20:00
	日曜・祝日 9:00-20:00

### 県庁出張所(ケンチョウ) 店番号 953



所在地	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(沖縄県庁内)
TEL	098-861-0894
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 8:00-19:00
	土曜日 -
	日曜・祝日 -

### 与那原支店(ヨナバル) 店番号 965



所在地	〒901-1302 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 385-4
TEL	098-946-4710
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00
	土曜日 9:00-20:00
	日曜・祝日 9:00-20:00

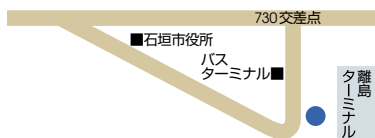
※ATMご利用内容について **引出** お引出し **預入** お預入れ **記帳** 通帳記帳 **振込** お振込み(平日8:00-15:00)  
**IC** ICカードのご利用が可能です **視** 視覚障がい者対応ATMがあります

**宮古支店(ミヤコ)** 店番号 961



所在地	〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里344	
TEL	0980-72-3678	
ATMご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ATMご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

**八重山支店(ヤエヤマ)** 店番号 962



所在地	〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町1-11	
TEL	0980-82-3727	
ATMご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ATMご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

**インターネット沖縄支店** 店番号 967

インターネットバンキング取引を専用としたバーチャル店舗です。インターネットバンキングを経由して定期預金を開設し、お取引いただけます。

※ご利用には、インターネットバンキングのご契約が必要です。

<http://okinawa-rokin.or.jp>

所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9	
インターネットバンキングの操作に関するヘルプデスク		
☎ 0120-885-875		
その他のお取引に関するお問合せ先		
TEL:098-861-5365		



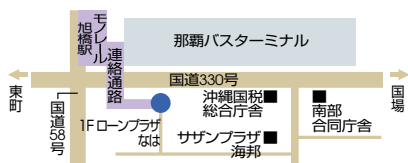
**ローンプラザ**

**営業時間**

平日 10:00~19:00、土日 10:00~17:00

※年末年始・祝日・振替休日はお休みです。但し、祝日が土・日にあたる場合は営業します。

**ローンプラザなは**



所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9	
TEL	☎ 0120-232-100	

**ローンプラザおもろまち**



所在地	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち1-1-2	
TEL	☎ 0120-029-155	

**ローンプラザコザ**



所在地	〒904-0021 沖縄県沖縄市胡屋1-5-1	
TEL	☎ 0120-232-107	



**当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項**

該当ありません。

# 店舗・自動機設置状況

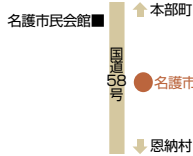
(2018年7月1日現在)



## 店舗外自動機

店舗・自動機設置状況

### 名護市役所出張所 ATM



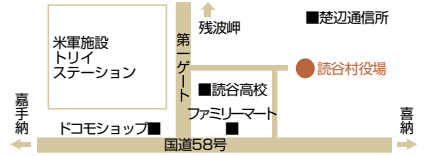
所在地	沖縄県名護市港1-1-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

### うるま市与那城庁舎出張所 ATM



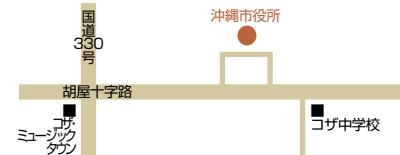
所在地	沖縄県うるま市与那城中央1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

### 読谷村役場出張所 ATM



所在地	沖縄県読谷村字座喜味2901	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

### 沖縄市役所出張所 ATM



所在地	沖縄県沖縄市仲宗根26-1 沖縄市役所庁舎1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

### 嘉手納町役場出張所 ATM



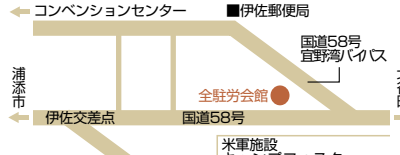
所在地	沖縄県嘉手納町字嘉手納588	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

### 宜野湾市役所出張所 ATM



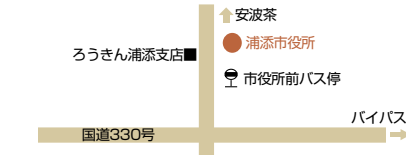
所在地	沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1 宜野湾市役所庁舎1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

### 全駐労会館出張所 ATM



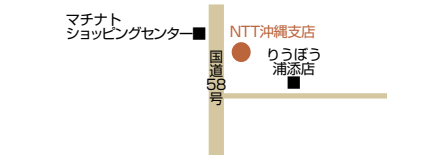
所在地	沖縄県宜野湾市伊佐3-8-16	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

### 浦添市役所出張所 ATM



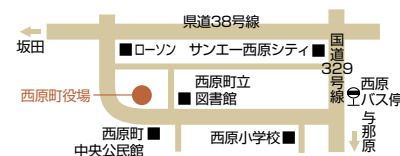
所在地	沖縄県浦添市安波茶1-1-1 浦添市役所庁舎1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

### NTT沖縄支店出張所 ATM



所在地	沖縄県浦添市城間4-35-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

### 西原町役場出張所 ATM



所在地	沖縄県中頭郡西原町字与那城140-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

### 那覇市立病院出張所 ATM



所在地	沖縄県那覇市古島172-1 那覇市立病院1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-20:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

### なは市民協働プラザ出張所 ATM



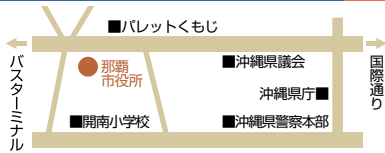
所在地	沖縄県那覇市銘対2-3-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00



※ご利用内容について **引出** お引出し **預入** お預入れ **記帳** 通帳記帳 **振込** お振込み(平日8:00-15:00)  
**IC** ICカードのご利用が可能です **視** 視覚障がい者対応ATMがあります

店舗・自動機設置状況

**那覇市役所出張所 ATM**



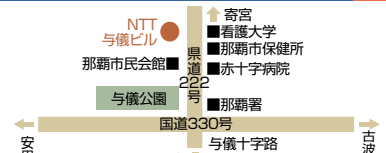
所在地	沖縄県那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所庁舎1階	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

**NTT楚辺ビル出張所 ATM**



所在地	沖縄県那覇市楚辺1-14-16	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

**NTT与儀ビル出張所 ATM**



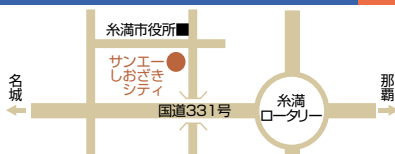
所在地	沖縄県那覇市寄宮1-3-37	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

**豊見城市役所出張所 ATM**



所在地	沖縄県豊見城市字翁長854-1 豊見城市役所庁舎1階	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

**サンエーしおぎシティ出張所 ATM**



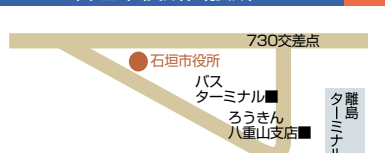
所在地	沖縄県糸満市潮崎町2-2	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	9:00-21:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

**宮古病院出張所 ATM**



所在地	沖縄県宮古島市平良字下里427-1	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	8:00-21:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

**石垣市役所出張所 ATM**



所在地	沖縄県石垣市美崎町14	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

**八重山病院出張所 ATM**



所在地	沖縄県石垣市大川732	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	8:00-21:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

**マックスバリュ石垣店出張所 ATM**



所在地	沖縄県石垣市登野城1157	
ご利用内容	<b>引出</b> <b>預入</b> <b>記帳</b> <b>振込</b> <b>IC</b> <b>視</b>	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

# ろうきんカードのご利用案内

ろうきんカードのご利用案内

## ◎ろうきんのキャッシュカード、ローンカードなら…

ろうきんカードなら、ろうきんキャッシュコーナーでのお引出し手数料はいつでも**無料**。  
業務提携の自動機でも、お引出し手数料は**無料**です(所定の時間帯に限ります。イオン銀行、イーネット、LANs、ビューカードはいつでも手数料無料です。)  
さらに、その他の金融機関・コンビニATM等でお引出しした際にかかる所定の手数料をお戻しする「キャッシュバックサービス」もごございます。詳しくはP26をご覧ください。

### 業務提携

- コザ信用金庫
- セブン銀行(セブンイレブン、那覇空港等に設置)
- イオン銀行  
(イオンショッピングセンター、マックスバリュ等に設置)
- イーネット(ファミリーマートに設置)
- LANs(ローソンに設置)
- ビューカード(JR東日本駅構内に設置)

## ◎ろうきんカードを使用して各キャッシュコーナーでご利用になれるサービス

	ご利用内容			
	残高照会	お引出し	ご入金	お振込
全国のろうきん	○	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○	×
セブン銀行	○	○	○	×
イオン銀行	○	○	○	×
その他の金融機関	○	○	△(注1)	△(注2)
イーネット(ファミリーマートATM)	○	○	○	×
LANs(ローソンATM)	○	○	○	×
ビューカード(JR東日本駅構内ビューアルッテ)	○	△(注3)	×	×



- (注1)  
●入金ネットマークのある金融機関のATMで現金のご入金ができます。沖縄県内では、コザ信用金庫のATMが該当し、手数料無料でご利用になれます。
- (注2)  
●MICS加盟の金融機関ATMで、ろうきんカードを使ってお振込が可能です。  
●MICS(全国キャッシュサービス)は、銀行信用金庫等が提携しているATMネットワークです。  
●お振込は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合のATMでの取り扱いとなります(沖縄海邦銀行やJAバンク等、ご利用いただけない金融機関がございます。)。なお、各金融機関所定の受付時間、曜日以外のお振込については、翌営業日扱い(振込予約)となります。  
●お振込(振込予約)の場合、各金融機関所定のお引出し手数料と振込手数料がかかります。
- (注3)  
●ローンカードはご利用いただけません。

※ご利用時間・お取引内容は、各キャッシュコーナーによって異なります。  
※各金融機関での残高照会およびゆうちょ銀行・セブン銀行・イオン銀行・イーネット(ファミリーマートATM)、LANs(ローソンATM)でのご入金は手数料無料です。  
※お引出し手数料のお取り扱い内容は、下記表をご参照ください。

## ◎ろうきんカードをご利用時のお引出し手数料

(2018年7月1日現在)

※各手数料には8%の消費税が含まれています。

お引出し 手数料区分	ご利用場所(キャッシュコーナー)								
	ろうきん	コザ信金	その他 金融機関	ゆうちょ 銀行	セブン 銀行	イオン 銀行	イーネット (ファミリー マートATM)	LANs (ローソンATM)	ビューカード (JR東日本駅構内 ビューアルッテ)
平日	0:05~ 7:00	お取り扱いできません		216円	108円	23:00~1:00 お取り扱いできません			お取り扱いできない 時間帯がございます
	7:00~ 8:00				無料				
	8:00~ 8:45	無料	216円	108円					
	8:45~18:00		108円		216円				
	18:00~19:00			108円					
	19:00~21:00								お取り扱いできません
	21:00~22:00								
	22:00~23:00								
	23:00~23:55								
	23:55~ 0:05								
土曜日	0:05~ 7:00	お取り扱いできません		216円	108円	お取り扱い できません			
	7:00~ 8:00				108円				
	8:00~ 9:00	無料	無料	216円		無料		無料	
	9:00~14:00		108円		216円				216円
	14:00~17:00								
	17:00~19:00								
	19:00~20:00								
	20:00~21:00								
	21:00~23:55	お取り扱いできません			108円	お取り扱い できません			
	23:55~ 0:05								
日・祝日	0:05~ 7:00	お取り扱いできません		216円	108円	お取り扱い できません			
	7:00~ 8:00				108円				
	8:00~ 9:00	無料	108円	216円		無料		無料	
	9:00~17:00		216円		216円				216円
	17:00~19:00								
	19:00~20:00								
	20:00~21:00								
	21:00~ 0:05	お取り扱いできません							

※ご利用可能な時間帯は各キャッシュコーナーによって異なります。  
※ゆうちょ銀行自動機の日曜日、休日の翌日、1月4日のお取り扱い開始時間は、7時からとなります。  
※JR東日本駅構内に設置のビューアルッテのお取り扱い時間は各駅の始発から終電まで(最大4時から翌2時まで)となります。  
※システムメンテナンスなどにより、一部ご利用いただけない時間帯があります。  
※イオン銀行自動機の平日(月曜を除く)の提携開始時間は午前1時からとなります。月曜の取り扱い開始時間は午前8時からとなります。

# DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

# 2018

数字で見る沖縄ろうきん

財務  
データ



## 決算の状況

### ●貸借対照表

単位:百万円

科 目	2017年度末	2016年度末
(資産の部)		
現金	3,236	3,123
預 け 金	105,646	97,728
有 価 証 券	20,475	19,311
国 債	11,685	11,402
地 方 債	1,551	1,568
社 債	3,492	3,569
投 資 信 託	3,218	2,381
株 式	526	389
外 国 証 券	—	—
貸 出 金	147,654	135,778
手 形 貸 付	207	238
証 書 貸 付	138,121	127,021
当 座 貸 越	9,325	8,519
そ の 他 資 産	2,378	2,309
未 決 済 為 替 貸	0	4
労働金庫連合会出資金	1,800	1,800
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	500	446
そ の 他 の 資 産	76	57
有 形 固 定 資 産	2,317	2,440
建 物	1,363	1,460
土 地	866	866
その他の有形固定資産	87	113
無 形 固 定 資 産	21	13
ソ フ ト ウ ェ ア	21	13
その他の無形固定資産	—	—
前 払 年 金 費 用	54	46
債 務 保 証 見 返	0	0
貸 倒 引 当 金	△36	△40
(うち個別貸倒引当金)	(△33)	(△37)
資産の部合計	281,749	260,713

科 目	2017年度末	2016年度末
(負債の部)		
預 金 積 金	244,838	238,683
当 座 預 金	91	68
普 通 預 金	73,705	68,993
貯 蓄 預 金	2,358	2,444
通 知 預 金	10	10
別 段 預 金	35	25
定 期 預 金	168,637	167,141
譲 渡 性 預 金	2,400	2,000
借 用 金	17,459	3,002
借 入 金	17,459	3,002
そ の 他 負 債	651	588
未 決 済 為 替 借	2	3
未 払 費 用	224	239
未 払 法 人 税 等	9	74
前 受 収 益	6	5
資 産 除 去 債 務	24	23
そ の 他 の 負 債	384	240
賞 与 引 当 金	76	78
退 職 給 付 引 当 金	849	906
役員退職慰労引当金	43	65
睡眠預金払戻損失引当金	8	8
旧本店ビル解体引当金	10	10
繰 延 税 金 負 債	116	95
債 務 保 証	0	0
負債の部合計	266,455	245,441
(純資産の部)		
出 資 金	950	950
普 通 出 資 金	950	950
利 益 剰 余 金	13,681	13,591
利 益 準 備 金	950	947
そ の 他 利 益 剰 余 金	12,730	12,643
特 別 積 立 金	12,230	12,150
(特別積立金)	(2,100)	(2,100)
(金利変動等準備積立金)	(2,600)	(2,560)
(機械化積立金)	(2,600)	(2,560)
(配当準備積立金)	(250)	(250)
(経営基盤強化積立金)	(2,600)	(2,600)
(店舗建設準備積立金)	(2,080)	(2,080)
当期末処分剰余金	500	493
処 分 未 済 持 分	△1	△0
会 員 勘 定 合 計	14,629	14,541
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	664	730
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	664	730
純 資 産 の 部 合 計	15,294	15,272
負債及び純資産の部合計	281,749	260,713

(貸借対照表注記)

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	15年～50年
そ の 他	4年～20年

**4. 無形固定資産の減価償却の方法**

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

**5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

**6. 貸倒引当金の計上基準**

貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理要領に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準するその他の債権のことをいう。）については、正常先、その他要注意先及び要管理先に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の取得承認部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

当金庫の引当基準は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号平成24年7月4日）に基づいて定めております。

**7. 賞与引当金の計上基準**

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

**8. 退職給付引当金の計上基準**

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

**(1) 過去勤務費用**

その発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理

**(2) 数理計算上の差異**

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理

また、準職員S・準職員への退職慰労金の支払いに備えるため、準職員等の就業・サービスに関する細則に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

**9. 役員退職慰労引当金の計上基準**

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

**10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準**

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

**11. 消費税及び地方消費税の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

**12. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額**

有形固定資産の減価償却累計額	2,129,053 千円
有形固定資産の圧縮記帳額	－ 千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額 161,728 千円を含めております。

**13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額**

125,612千円

**14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額**

－ 千円

**15. 破綻先債権額及び延滞債権額**

貸出金のうち、破綻先債権額は 3,815 千円、延滞債権額は 810,886 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

**16. 3カ月以上延滞債権額**

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 15,474 千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

**17. 貸出条件緩和債権額**

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はございません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

**18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額**

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、830,176 千円です。

なお、15. 項から 18. 項に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

**19. 担保に供している資産**

為替決済、当座貸越契約の担保として、定期預け金 23,270,000 千円を差し入れております。

20. 出資1口当たりの純資産額  
16,117円76銭

21. 目的積立金  
目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

## 22. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会、常務会及びALM委員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ②市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会及びALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会及びALM委員会に定期的に報告しております。

##### (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALMに関する方針に基づき、理事会及びALM委員会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

##### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」及び「譲渡性預金」であります。

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(預金・貸出金については、保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年(250日または240日)、その他の金融資産・金融負債については、保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年(250日または240日))により算出しており、平成30年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で594,252千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 23. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

\*単位:千円

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	105,646,187	106,550,794	904,607
(2) 有価証券	20,435,965	20,435,965	-
其他有価証券	20,435,965	20,435,965	-
(3) 貸出金	147,654,265		
貸倒引当金(*1)	△16,559		
	147,637,706	150,919,952	3,282,246
<b>金融資産計</b>	<b>273,719,858</b>	<b>277,906,712</b>	<b>4,186,853</b>
(1) 預金積金	244,838,800	244,887,919	△49,119
(2) 譲渡性預金	2,400,000	2,398,821	1,178
(3) 借入金	17,459,140	17,419,846	39,293
<b>金融負債計</b>	<b>264,697,940</b>	<b>264,706,587</b>	<b>△8,646</b>

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

## 金融資産

## (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.項から26.項に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

## 金融負債

## (1) 預金積金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

## (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

\*単位:千円

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	39,243
労働金庫連合会出資金(*2)	1,800,000
合計	1,839,243

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2)労働金庫連合会出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

\*単位:千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金	57,912,187	38,034,000	6,700,000	3,000,000
有 価 証 券	1,500,000	7,060,000	1,720,000	4,800,000
その他有価証券の うち満期があるもの	1,500,000	7,060,000	1,720,000	4,800,000
貸 出 金 (*1)	10,838,164	38,910,537	32,496,936	64,548,420
合 計	70,250,351	84,004,537	40,916,936	72,348,420

(\*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

\*単位:千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	182,593,936	62,153,320	91,543	-
譲渡性預金	2,400,000	-	-	-
借 用 金	5,457,940	12,001,200	-	-
合 計	190,451,876	74,154,520	91,543	-

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項  
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 売買目的有価証券  
該当ありません。
- (2) 満期保有目的の債券  
該当ありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式  
該当ありません。
- (4) その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照 表計上額 が取得原 価を超える もの	株 式	401,257	213,598	187,659
	債 券	16,534,499	15,564,180	970,318
	国 債	11,685,665	10,863,646	822,018
	地 方 債	1,551,420	1,500,541	50,878
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	3,297,414	3,199,992	97,422
	そ の 他	506,476	479,510	26,965
	小 計	17,442,233	16,257,290	1,184,943
貸借対照 表計上額 が取得原 価を超え ないもの	株 式	86,321	89,943	△3,622
	債 券	195,490	200,000	△4,510
	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	195,490	200,000	△4,510
	そ の 他	2,711,920	2,978,570	△266,650
	小 計	2,993,731	3,268,514	△274,783
合 計		20,435,965	19,525,804	910,160

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当ありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
債 券	100,706	706	-
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	100,706	706	-
そ の 他	25,078	628	△586
合 計	125,784	1,334	△586

27. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、29,430,364千円です。

このうち原契約期間が1年以内のものは16,664,823千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち12,765,540千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。



28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内  
訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	229,244千円
固定資産減価償却	119,316
賞与引当金	20,743
その他有価証券評価差額金	74,191
その他	<u>237,480</u>
繰延税金資産小計	680,976
評価性引当額	<u>△461,903</u>
繰延税金資産合計	219,072
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	319,934
前払年金費用	14,828
その他	<u>883</u>
繰延税金負債合計	<u>335,647</u>
繰延税金負債の純額	<u>116,574千円</u>

## ● 損益計算書

単位:百万円

科 目	2017年度	2016年度
経常収益	3,557	3,687
資金運用収益	3,231	3,349
貸出金利息	2,510	2,635
預け金利息	344	337
有価証券利息配当金	208	187
その他の受入利息	167	189
役員取引等収益	131	170
受入為替手数料	44	43
その他の役員収益	86	126
その他業務収益	110	92
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	1	5
その他の業務収益	108	86
その他経常収益	85	74
貸倒引当金戻入益	4	5
その他の経常収益	80	69
経常費用	3,336	3,399
資金調達費用	188	225
預金利息	185	224
譲渡性預金利息	0	0
借入金利息	2	0
役員取引等費用	429	371
支払為替手数料	183	146
その他の役員費用	245	225
その他業務費用	0	3
国債等債券売却損	0	3
国債等債券償還損	—	—
その他の業務費用	0	0
経費	2,713	2,769
人件費	1,514	1,525
物件費	1,166	1,207
税金	33	35
その他経常費用	3	29
貸倒引当金繰入額	—	—
その他資産償却	0	0
退職手当金	1	—
その他の経常費用	1	29
経常利益	221	288
特別利益	—	—
特別損失	18	0
固定資産処分損失	0	0
減損損失	18	—
税引前当期純利益	202	288
法人税、住民税及び事業税	17	82
法人税等調整額	45	55
法人税等合計	62	137
当期純利益	139	150
繰越金(当期首残高)	361	343
当期末処分剰余金	500	493

(損益計算書注記)

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 146円76銭

3. 固定資産の重要な減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
浦添支店	営業店舗等	建物附属設備、事務機器等
与那原支店	営業店舗等	建物附属設備、事務機器等

資産をグループ化した方法は、当金庫の管理会計上の区分に従って営業店を単位とし、本部については共用資産としております。  
 当事業年度において、営業店において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下により、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。  
 以上により、当該減少額を減損損失(18,655千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物および建物附属設備11,417千円、その他有形固定資産7,238千円であります。  
 なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価等に基づいて算定しております。

## ● 剰余金処分計算書

単位:百万円

科 目	2017年度 総会承認日 2018年6月25日	2016年度 総会承認日 2017年6月26日
当期末処分剰余金	500	493
(前期繰越金)	(361)	(343)
(当期純利益)	(139)	(150)
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	130	132
利益準備金	—	2
事業の利用分量に対する配当金	40	50
特別積立金	90	80
(経営基盤強化積立金)	(30)	—
(機械化積立金)	(30)	(40)
(金利変動等準備積立金)	(30)	(40)
(特別積立金)	—	—
繰越金(当期末残高)	370	361

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2018年5月25日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において、上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2018年5月21日に受けております。

平成29年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成30年6月26日

沖縄県労働金庫

理事長

高良 恵一

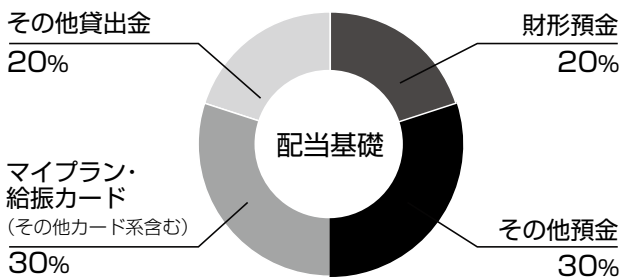
## ● 利用配当

単位:百万円、%

項 目	2017年度 総会承認日 2018年6月25日	2016年度 総会承認日 2017年6月26日
利用配当金	40	50
配当負担率	7.98	10.12

(注)

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{利用配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$



## 主な経営指標

### ● 主要な事業の状況を示す指標

単位:百万円

項目	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度
経常収益	3,557	3,687	3,951	3,965	4,056
経常利益	221	288	533	429	374
当期純利益	139	150	265	326	272
業務純益	178	289	505	442	371
純資産額	15,294	15,272	15,375	14,865	14,352
総資産額	281,749	260,713	249,415	243,806	240,336
預金積金残高	244,838	238,683	231,396	226,543	223,501
貸出金残高	147,654	135,778	128,223	132,511	134,272
有価証券残高	20,475	19,311	18,340	16,826	16,101
出資総額	950	950	947	941	937
出資総口数(口)	950,181	950,181	947,772	941,772	937,627
出資に対する配当金	-	-	-	-	-
職員数(人)	157	163	158	159	158
単体自己資本比率(%)	12.31	13.18	13.67	13.36	13.16

- (注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。  
 2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。  
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。  
 3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金純繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

### ● 主要な業務の状況を示す指標

単位:百万円、%

項目	2017年度	2016年度
業務粗利益	2,853	3,012
業務粗利益率	1.07	1.21
資金運用収支	3,042	3,124
役務取引等収支	△298	△201
その他業務収支	109	89
資金運用勘定平均残高	264,302	248,358
資金運用収益(受取利息)	3,231	3,349
資金運用収益増減(△)額	△118	△251
資金運用利回り	1.22	1.34
資金調達勘定平均残高	254,570	238,841
資金調達費用(支払利息)	188	225
資金調達費用増減(△)額	△37	△25
資金調達利回り	0.07	0.09
資金調達原価率	1.12	1.23
資金利鞘	0.1	0.11
総資産経常利益率	0.08	0.11
総資産当期純利益率	0.05	0.05
総資産業務純益率	0.06	0.11
純資産経常利益率	1.44	1.89
純資産当期純利益率	0.91	0.98
純資産業務純益率	1.16	1.89

- (注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

### 2. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

### ● 預貸率

単位:%

項目	2017年度	2016年度
預貸率(期末値)	59.72	56.41
預貸率(期中平均値)	57.43	54.65

### ● 1店舗当たりの預金・貸出金残高

単位:百万円

項目	2017年度	2016年度
預金残高(平残)	20,586	19,861
貸出金残高(平残)	11,823	10,856

(注) 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

### ● 常勤役員1人当たりの預金・貸出金残高

単位:百万円

項目	2017年度	2016年度
預金残高(平残)	1,461	1,418
貸出金残高(平残)	839	775

(注) 役員数は期中平均人員を使用しています。

## 預金に関する指標

### ● 預金科目別残高(期末残高)

単位:百万円

項 目	2017年度末				2016年度末			
	個 人	法 人			個 人	法 人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当 座 預 金	—	—	—	91	—	—	—	68
普 通 預 金	65,149	912	0	7,642	60,279	767	1	7,945
貯 蓄 預 金	2,358	—	—	—	2,444	—	—	—
通 知 預 金	—	—	—	10	—	—	—	10
別 段 預 金	—	12	18	4	—	1	13	10
納 税 準 備 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
定 期 預 金	153,051	4,431	258	10,897	152,044	3,848	197	11,050
定 期 積 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	220,559	5,356	277	18,645	214,769	4,617	212	19,084

### ● 預金種類別内訳(平均残高)

単位:百万円

項 目	2017年度	2016年度
流 動 性 預 金	75,493	70,518
定 期 性 預 金	169,246	166,159
譲 渡 性 預 金	2,303	1,664
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	247,042	238,342

### ● 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項 目	2017年度末	2016年度末
固定金利定期預金	168,626	167,128
変動金利定期預金	11	13
そ の 他	—	—
合 計	168,637	167,141

### ● 預金者別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項 目	2017年度末		2016年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	194,487	79.43	190,302	79.73
民間労働組合	38,267	15.62	37,540	15.72
民間以外の労働組合及び公務員の団体	58,456	23.87	58,693	24.59
消費生活協同組合及び同連合会	12,999	5.30	11,169	4.67
そ の 他 の 団 体	84,763	34.62	82,899	34.73
(うち間接構成員)	(182,322)	(74.46)	(178,220)	(74.66)
個 人 会 員	—	—	—	—
国・地方公共団体・非営利法人	8,474	3.46	8,519	3.56
一 般 員 外	41,877	17.10	39,861	16.70
合 計	244,838	100.00	238,683	100.00

(注)当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

### ● 員外預金の状況(期末残高)

単位:百万円

項 目	2017年度末	2016年度末
一般員外(a)	41,877	39,861
一般員外譲渡性預金(b)	600	200
一般員外預金計(c):((a)+(b))	42,477	40,061
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	247,238	240,683
一般員外預金比率(c)/(d)×100	17.18%	16.64%

### ● 財形貯蓄残高(期末残高)

単位:百万円、%

項 目	2017年度末		2016年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一般財形	28,004	11.32	27,159	11.28
財形年金	8,336	3.37	8,504	3.53
財形住宅	6,939	2.80	7,324	3.04
合 計	43,280	17.50	42,988	17.86

(注)預金に占める割合は、譲渡性預金を含む総預金残高から算出したものです。

## 貸出金等に関する指標

### ● 貸出金科目別内訳(平均残高)

単位:百万円

項目	2017年度	2016年度
手形貸付	181	222
証書貸付	132,784	121,933
当座貸越	8,913	8,121
割引手形	-	-
合計	141,879	130,277

### ● 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2017年度末	2016年度末
固定金利貸出金	32,399	24,809
変動金利貸出金	115,255	110,969
合計	147,654	135,778

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

### ● 貸出金使途別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2017年度末		2016年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
賃金手当対策資金	-	-	-	-
生活資金	24,359	16.49	23,700	17.45
カードローン	9,060	6.13	8,248	6.07
自動車ローン	3,365	2.27	3,155	2.32
教育ローン	7,168	4.85	7,532	5.54
その他	4,764	3.22	4,763	3.50
福利共済資金	3,708	2.51	1,165	0.85
運営資金	7,136	4.83	5,201	3.83
生協資金	-	-	-	-
運営資金	-	-	-	-
設備資金	-	-	-	-
住宅資金	112,449	76.15	105,711	77.85
一般住宅資金	-	-	-	-
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	147,654	100.00	135,778	100.00

### ● 貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2017年度末		2016年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	36,123	24.46	35,214	25.93	
民間以外の労働組合及び公務員の団体	25,439	17.22	25,331	18.65	
消費生活協同組合及び同連合会	1,065	0.72	761	0.56	
その他の団体	71,574	48.47	65,397	48.16	
〈間接構成員〉	《133,811》	《90.62》	《126,263》	《92.99》	
上記各団体に所属しない個人会員	-	-	-	-	
会員等計	134,202	90.88	126,704	93.31	
預金積金担保貸出	86	0.05	101	0.07	
その他の	13,365	9.05	8,972	6.60	
		(100.00)		(100.00)	
業種別内訳	製造業	-	(-)	-	(-)
	農業、林業	-	(-)	-	(-)
	漁業	-	(-)	-	(-)
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	(-)	-	(-)
	建設業	-	(-)	-	(-)
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	(-)	-	(-)
	情報通信業	-	(-)	-	(-)
	運輸業、郵便業	-	(-)	-	(-)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	(-)	-	(-)
	金融業、保険業	-	(-)	-	(-)
	不動産業、物品賃貸業	-	(-)	-	(-)
	医療、福祉	-	(-)	-	(-)
	サービス業	-	(-)	-	(-)
	国・地方公共団体	4,996	(37.38)	2,922	(32.56)
個人	2,911	(21.78)	3,046	(33.95)	
その他	5,458	(40.83)	3,003	(33.47)	
会員外計	13,452	9.11	9,074	6.68	
合計	147,654	100.00	135,778	100.00	

## ● 貸出金担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2017年度末	2016年度末
当金庫預金積金	784	882
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	110,150	103,422
その他	—	—
小計	110,934	104,305
保証	26,266	25,552
信用	10,453	5,921
合計	147,654	135,778

## ● 債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2017年度末	2016年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	0	0
その他	—	—
小計	0	0
保証	0	0
信用	—	—
合計	0	0

## ● 会員数・出資金の状況

## ● 会員数・出資金の内訳

単位:会員、千円、%

項目	2017年度末			2016年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	397	948,915	99.86	388	949,555	99.93
民間労働組合	206	312,315	32.86	203	312,438	32.88
民間以外の労働組合 及び公務員の団体	58	238,524	25.10	56	238,521	25.10
消費生活協同組合 及び同連合会	8	5,994	0.63	8	5,994	0.63
その他の団体	125	392,082	41.26	121	392,602	41.31
個人会員	0	—	—	0	—	—
その他(金庫自己口)	0	1,266	0.13	0	626	0.06
合計	397	950,181	100.00	388	950,181	100.00

## ● 大口出資会員(2017年度末現在)

単位:千円、%

順位	会員名	出資金額	出資金総額 に対する割合
1	沖縄県勤労者互助会	191,938	20.20
2	一般社団法人沖縄県官公庁労働者共済会	98,938	10.41
3	NTT労働組合沖縄分会	39,462	4.15
4	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	35,220	3.70
5	自治労那覇市職員労働組合	35,123	3.69
6	沖縄県高等学校障害児学校教職員組合	31,904	3.35
7	全駐労ズケラン支部	28,590	3.00
8	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部	27,051	2.84
9	沖縄電力労働組合	26,242	2.76
10	全駐労マリン支部	22,116	2.32

## 債権管理の状況

単位:百万円

### ● リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

2017年度末のリスク管理債権合計は8億30百万円で、貸出金残高1,476億54百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.56%です。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が3百万円、「延滞債権」が8億10百万円、「3カ月以上延滞債権」が15百万円、「貸出条件緩和債権」は該当なし、となりました。

リスク管理債権合計8億30百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額は8億16百万円です。また、「貸倒引当金」を13百万円引き当てています。その結果、保全額は8億30百万円となり、リスク管理債権合計の100.00%をカバーしています。

区 分	2017年度末	2016年度末
リスク管理債権合計(A)	830	792
破綻先債権	3	5
延滞債権	810	767
3カ月以上延滞債権	15	20
貸出条件緩和債権	—	—
保全額(B)	830	792
担保・保証等による回収見込み額	816	774
貸倒引当金	13	18
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%
貸出金残高(C)	147,654	135,778
リスク管理債権比率(A)/(C)	0.56%	0.58%

(注)金額単位未満を切り捨てて記載しています。

## 用語の解説

### ◆ 「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

ろうきんも、95年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」及び「金利減免・利息棚上げ債権」の開示を開始し、97年度数値からはこの3つに加え「3カ月以上延滞債権」を開示しました。98年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記4種類のリスク管理債権の開示を行っています。

### ◆ 「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合は自己破産)などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

### ◆ 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

### ◆ 「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

### ◆ 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、98年度数値から公表したものです(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

### ◆ 「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

### ◆ 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



## ●金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2018年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

単位:百万円

区 分	2017年度末	2016年度末
金融再生法上の不良債権(A)	830	793
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	190	101
危険債権	625	671
要管理債権	15	20
保全額(B)	830	793
担保・保証等による回収見込み額	817	774
貸倒引当金	14	18
保全率(B)／(A)	100.00%	100.00%
正常債権(C)	146,976	135,135
合計(D) = (A) + (C)	147,806	135,927
金融再生法上の不良債権比率(A)／(D)	0.56%	0.58%

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。  
2. 単位未満を四捨五入して記載しています。

### 用語の解説

#### 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

#### 「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

#### 「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

#### 「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

#### 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

#### 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

## 資産査定に係る各種基準の比較表

資産査定		資産査定	債権者区分			沖縄県労働金庫の償却・引当基準	
定義	沖縄県労働金庫の資産査定規程						
区分単位	債権者単位						
対象	総与信	債権者区分	分類	要償却・引当額の概要			
区分	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債権者 <u>3百万円</u>	破綻先	Ⅳ分類			
				Ⅲ分類			
				非・Ⅱ分類			
	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債権者 <u>186百万円</u>	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 <u>4百万円</u>		
				Ⅲ分類			
				非・Ⅱ分類			
	破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債権者 <u>624百万円</u>	破綻懸念先	Ⅲ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 <u>8百万円</u>		
				非・Ⅱ分類			
	要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債権者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債権者のほか、業況が低調ないしは不安定な債権者または財務内容に問題がある債権者など今後の管理に注意を要する債権者 <u>565百万円</u>	要注意先	要管理債権	非・Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	
						要管理債権以外(注2)	<u>0百万円(注3)</u>
要管理先以外の要注意先				Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)		
			非分類	<u>0百万円(注3)</u>			
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債権者 <u>141,277百万円</u>	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1) <u>2百万円</u>			
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 <u>4,996百万円</u>	その他	—	引当は行わない。(注1)			

		金融再生法開示債権	労働金庫法に基づくリスク管理債権	
定義		労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	労働金庫法施行規則第114条	
区分単位		債務者単位	債権単位	
対象		総与信	貸出金	
区分	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	(注5) 破綻先債権 債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 3百万円	
		190百万円	(注5) 延滞債権 元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金	
	危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	(注5) 延滞債権 810百万円	
			625百万円	(注5) 3カ月以上延滞債権 元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く) 15百万円
	要管理債権(債権単位)	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金 15百万円	(注5) 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く) 1百万円
		貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金 1百万円	
	正常債権(注4)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	◎表内の金額は、2018年3月末現在の残高を表示しています。なお、金額単位未満の端数については、金融再生法開示債権に係る金額は四捨五入、その他の表示金額については切り捨てて記載しています。 (注1)一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。 (注2)要管理債権を有する債務者の、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。 (注3)単位未満切り捨て表示のため0で記載しています。 (注4)総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。 (注5)金融再生法とリスク管理債権の差(網かけ部分)は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下の二区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。	
		146,976百万円		

## 有価証券に関する指標

### ●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

### ●有価証券の種類別・残存期間別の残高

単位:百万円

		有価証券の種類別・残存期間別の残高					
		計	期間の定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	2017年度末	11,685	—	405	5,466	1,276	4,536
	2016年度末	11,402	—	—	1,609	5,608	4,184
地方債	2017年度末	1,551	—	808	413	106	222
	2016年度末	1,568	—	—	925	420	223
短期社債	2017年度末	—	—	—	—	—	—
	2016年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2017年度末	3,492	619	301	1,410	433	728
	2016年度末	3,569	309	403	1,596	402	857
貸付信託	2017年度末	—	—	—	—	—	—
	2016年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2017年度末	3,218	3,218	—	—	—	—
	2016年度末	2,381	2,381	—	—	—	—
株式	2017年度末	526	526	—	—	—	—
	2016年度末	389	389	—	—	—	—
外国証券	2017年度末	—	—	—	—	—	—
	2016年度末	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2017年度末	—	—	—	—	—	—
	2016年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2017年度末	20,475	4,365	1,515	7,290	1,816	5,487
	2016年度末	19,311	3,080	403	4,130	6,431	5,265

### ●有価証券の種類別の平均残高

単位:百万円、%

項目	2017年度		2016年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	10,717	56.56	10,543	59.80
地方債	1,500	7.92	1,501	8.51
短期社債	—	—	—	—
社債	3,596	18.98	3,588	20.35
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	2,874	15.16	1,841	10.44
株式	257	1.36	156	0.88
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合計	18,946	100.00	17,630	100.00

(注)社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれています。

### ●預証率

単位:%

項目	2017年度	2016年度
預証率(期末値)	8.28	8.02
預証率(期中平均値)	7.66	7.39

## 有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローン等にふり向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記(39~40頁)をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2018年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

### 1. 売買目的有価証券

単位:百万円

	2017年度末		2016年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

### 2. 満期保有目的の債券

単位:百万円

	種 類	2017年度末			2016年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。  
 2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 3. その他有価証券

単位:百万円

	種 類	2017年度末			2016年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	401	213	187	295	138	157
	債 券	16,534	15,564	970	16,166	15,169	997
	国 債	11,685	10,863	822	11,402	10,568	833
	地 方 債	1,551	1,500	50	1,568	1,500	68
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,297	3,199	97	3,195	3,099	95
	そ の 他	506	479	26	510	497	12
	小 計	17,442	16,257	1,184	16,972	15,805	1,167
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	86	89	△3	53	56	△2
	債 券	195	200	△4	373	400	△26
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	195	200	△4	373	400	△26
	そ の 他	2,711	2,978	△266	1,871	2,009	△138
	小 計	2,993	3,268	△274	2,299	2,465	△166
合 計		20,435	19,525	910	19,272	18,270	1,001

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。  
 2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

#### 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

単位:百万円

項目	2017年度末	2016年度末
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	39	39
合計	39	39

### 金銭の信託の時価情報

該当する残高はありません。

### 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

該当する取引はありません。

### 公共債窓口販売実績等

#### ● 公共債窓口販売実績

単位:千円

項目	2017年度	2016年度
個人向け国債	21,000	10,000
利付国債	—	—

#### ● 投資信託窓口販売実績

単位:千円

項目	2017年度	2016年度
投資信託	—	—

#### ● 内国為替取扱実績

単位:件

項目	区分	2017年度	2016年度
送金・振込	各地へ向けた分	304,733	296,097
	各地より受けた分	640,385	628,823
代金取立	各地へ向けた分	3	3
	各地より受けた分	12	12
合計	各地へ向けた分	304,736	296,100
	各地より受けた分	640,397	628,835

## 自己資本の充実の状況

### 1. 単体自己資本比率（国内基準）

単位：%

項目	2017年度末	2016年度末
自己資本比率	12.31	13.18

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

#### 1. 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

#### 2. オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注)基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は12.31%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

### 用語の解説

#### 「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適切であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1))} - \text{コア資本に係る調整項目の額(注2)}}{\text{信用リスクアセットの額の合計額(注3)} + \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5(\text{注4})} \times 100$$

(注1)出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2)無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3)資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4)8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

# 財務データ

## 2.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円、%

項 目	2017年度末		2016年度末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る 会員勘定の額	14,589		14,491	
うち、出資金及び資本剰余金の額	950		950	
うち、利益剰余金の額	13,681		13,591	
うち、外部流出予定額(△)	40		50	
うち、上記以外に該当するものの額	△1		△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引 当金の合計額	3		3	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3		3	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係 る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じ て発行された資本調達手段の額のうち、コア資 本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45パーセントに相当する額のうち、コア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,593		14,494	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ ツに係るものを除く。)の額の合計額	12	3	6	4
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るもの以外の額	12	3	6	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額 であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	32	8	20	13
自己保有普通出資等(純資産の部に計上される ものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象 資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等 に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに 係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るも のに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資 等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに 係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るも のに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	44		26	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	14,548		14,467	



単位:百万円,%

項目	2017年度末		2016年度末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	112,152		103,532	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△312		△360	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	3		4	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	8		13	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△323		△378	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,972		6,232	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	118,125		109,765	
自己資本比率				
自己資本比率((八)/(二))	12.31		13.18	

### 3.定性的開示事項・定量的開示事項

#### (1)自己資本調達手段の概要

2017年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資 ①発行主体:沖縄県労働金庫  
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:950百万円

#### 用語の解説

##### 「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

##### 「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

##### 「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

##### 「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

##### 「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

## ◆「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 特別積立金  
将来、損失が発生した場合に備えて、損失のてん補に充てるための積立金です。
- (2) 金利変動等準備積立金  
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金です。
- (3) 機械化積立金  
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金  
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。
- (5) 店舗建設準備積立金  
将来の店舗建設に備えるための積立金です。
- (6) 配当準備積立金  
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

## ◆「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

## ◆「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

## ◆「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、役員退職慰労引当金、睡眠預金払戻損失引当金、旧本店ビル解体引当金の7種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

## ◆「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。当金庫ではこの経過措置は適用しておりません。

## ◆「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます（ただし、経過措置が設けられています）。

## ◆「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます（2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されていました）。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。当金庫ではこの経過措置を適用しております。

## ◆「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

## ◆「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

### ◆「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

### ◆「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	2017年度末		2016年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
●信用リスク等に対する所要自己資本の額				
信用リスク (A)	112,152	4,486	103,532	4,141
標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	112,459	4,498	103,886	4,155
ソブリン向け (注4)	1,155	46	661	26
金融機関向け	21,384	855	19,764	790
事業法人等向け	921	36	973	38
中小企業等・個人向け	61,349	2,453	55,251	2,210
抵当権付住宅ローン	19,102	764	19,342	773
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権 (注5)	537	21	541	21
その他 (注6)	8,009	320	7,350	294
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	11	0	17	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 323	△ 12	△ 378	△ 15
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注7)	5	0	7	0
中央清算機関関連エクスポージャー(注8)	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク (注9) (B)	5,972	238	6,232	249
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	118,125	4,725	109,765	4,390

(注)1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウエイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウエイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウエイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返効率はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方自治体等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、株式、出資等です。

7. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額が変動するリスクのことをいいます。

8. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

9. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

## ●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

### ●現在の自己資本の充実状況について

2017年度末の当金庫の自己資本比率は12.31%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によ

て自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

### ●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

## (3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

### ①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

#### 地域別

単位:百万円

地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末
国内	287,396	266,244	154,037	142,082	15,764	15,569	-	-	3,476	2,530	114,119	106,062	165	163
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	287,396	266,244	154,037	142,082	15,764	15,569	-	-	3,476	2,530	114,119	106,062	165	163

#### 業種別

単位:百万円

業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末
製造業	1,180	1,306	-	-	1,000	1,200	-	-	-	-	180	106	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-
建設業	107	7	-	-	100	-	-	-	-	-	7	7	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-
情報通信業	12	5	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5	-	-
運輸業、郵便業	110	110	-	-	99	99	-	-	-	-	10	10	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、 飲食サービス業	410	400	-	-	400	400	-	-	-	-	10	0	-	-
金融業、保険業	109,609	101,626	-	-	1,700	1,700	-	-	-	-	107,909	99,926	-	-
不動産業、 物品賃貸業	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-	0	0	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	17,392	15,024	4,996	2,922	12,364	12,069	-	-	-	-	32	32	-	-
個人	143,332	135,860	143,191	135,715	-	-	-	-	-	-	141	144	165	163
その他	15,121	11,803	5,849	3,444	-	-	-	-	3,476	2,530	5,795	5,828	-	-
合計	287,396	266,244	154,037	142,082	15,764	15,569	-	-	3,476	2,530	114,119	106,062	165	163

## 残存期間別

単位:百万円

エクスポージャー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末	2017年 度末	2016年 度末
期間の定めのないもの	35,395	36,546	15,707	14,820	600	300	-	-	3,476	2,530	15,611	18,895
1年以下	53,412	42,110	1,139	1,070	1,499	400	-	-	-	-	50,773	40,639
1年超3年以下	17,969	26,934	558	562	2,239	2,419	-	-	-	-	15,171	23,952
3年超5年以下	33,783	20,908	6,100	3,615	4,819	1,619	-	-	-	-	22,862	15,674
5年超10年以下	12,238	15,152	3,819	4,113	1,719	6,139	-	-	-	-	6,700	4,900
10年超	134,597	124,591	126,711	117,901	4,885	4,690	-	-	-	-	3,000	2,000
合計	287,396	266,244	154,037	142,082	15,764	15,569	-	-	3,476	2,530	114,119	106,062

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。  
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、出資金、有形・無形固定資産等です。  
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
 4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

単位:百万円

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	3	3	-	3
	2016年度	2	3	-	3
個別貸倒引当金	2017年度	37	33	-	37
	2016年度	43	37	-	37
合計	2017年度	40	36	-	40
	2016年度	46	40	-	40

## 用語の解説

### 「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

### 「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

### ③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等 業種別

単位:百万円

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	15	18	12	15	—	—	15	18	12	15	—	—
その他	22	24	20	22	—	—	22	24	20	22	—	—
合計	37	43	33	37	—	—	37	43	33	37	—	—

(注)当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

### ④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

(注)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2017年度末			2016年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	24,021	24,021	—	21,241	21,241
10%	—	500	500	—	505	505
20%	103	111,941	112,044	104	101,377	101,482
35%	—	54,579	54,579	—	55,267	55,267
50%	1,602	—	1,602	1,702	2	1,704
75%	—	88,192	88,192	—	79,984	79,984
100%	100	4,682	4,782	100	4,441	4,541
150%	200	137	337	200	151	352
200%	—	—	—	—	100	100
250%	—	1,335	1,335	—	1,065	1,065
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,006	285,390	287,396	2,107	264,137	266,244

- 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。なお、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャー等は格付け無しに分類しています。
- エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## ●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理のため「貸出金共通事務規程」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にALM委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」等に基づき以下のとおり計上しています。

- 正常先債権および要注意先債権  
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権  
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権  
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

## ●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

## (4)信用リスク削減手法に関する事項

### ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位:百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2017年度末	2016年度末	2017年度末	2016年度末	2017年度末	2016年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		784	882	—	104	—	—
	ソブリン向け	—	—	—	104	—	—
	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	事業法人等向け	390	440	—	—	—	—
	中小企業等・個人向け	393	441	—	—	—	—
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	延滞	—	—	—	—	—	—

## ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

### ●貸出金と自金庫預金の相殺

当金庫では、「貸出金と自金庫預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。

手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

### ●クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

### ●適格金融資産担保

当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としてしています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

### ●保証

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている政府関係機関等に対する国の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。



## (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

## ● 与信相当額等

単位:百万円

	2017年度末			2016年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	3	—	3	12	—	12
グロスのアドオンの額 (B)	14	—	14	10	—	10
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	18	—	18	23	—	23
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	0	—	0	0	—	0
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	18	—	18	23	—	23
外国為替関連取引	18		18	23		23
金利関連取引	0		0	0		0
金関連取引	—		—	—		—
株式関連取引	0		0	0		0
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—		—	—		—
その他コモディティ関連取引	—		—	—		—
クレジット・デリバティブ取引	—		—	—		—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	18	—	18	23	—	23

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。  
 2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。  
 3. 上記については、当金庫が有価証券として保有しているファンドの派生商品取引を記載しています。

## ● 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引の与信限度枠は「資金運用規程」で定めています。与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。

引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。

現状では、直接的な派生商品取引を行なっていないことからリスクは発生していません。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

## (6)証券化エクスポージャーに関する事項

### ①オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

### ②投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

#### ●証券化エクスポージャーに関する リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的にALM委員会および理事会に報告しています。

また、裏付となる資産の状況、時価、および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

#### ●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

#### ●証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」および当金庫の「決算経理要領」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

#### ●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

## (7)出資等エクスポージャーに関する事項

### ①貸借対照表計上額および時価

単位:百万円

	2017年度末		2016年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	627	627	473	473
非上場株式等	39	—	39	—
その他	1,800	—	1,800	—
合計	2,466	627	2,312	473

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。  
 2. 「上場株式等」の区分には、上場投資信託(ETF)を含んでいます。  
 3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。  
 4. 「非上場株式等」および「その他」については時価が把握できないため「—」としています。

### ②出資等エクスポージャーの売却 および償却に伴う損益の額

単位:百万円

	2017年度	2016年度
売却益	0	0
売却損	0	—
償却	—	—

### ④貸借対照表および 損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	2017年度末	2016年度末
評価損益	—	—

### ③貸借対照表で認識され、 かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	2017年度末	2016年度末
評価損益	207	162

## ●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

2017年度末における子会社株式および関連会社株式はありません。

「其他有価証券」については、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況につ

いても定期的にALM委員会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

## (8) 金利リスクに関する事項

### ● 金利変動に対する経済的価値の増減額

単位:百万円

運用勘定	金利リスク量		調達勘定	金利リスク量	
	2017年度末	2016年度末		2017年度末	2016年度末
貸出金	△ 1,257	△ 777	定期性預金	225	218
有価証券	△ 529	△ 356	流動性預金	221	168
預け金	△ 583	△ 393	その他	120	0
その他	—	—	調達計 (B)	567	387
運用計 (A)	△ 2,370	△ 1,528			
金融派生商品 (金利受取サイド) (C)	—	—	金融派生商品 (金利支払サイド) (D)	—	—
金利リスク量計 (A)+(B)+(C)+(D)	△ 1,803	△ 1,140			

### ● 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

「統合的リスク管理規程」に基づき、定期的にBPV(ベースス・ポイント・バリュー)およびVaR(バリュー・アットリスク)を計測することにより、金利リスクを把握しています。

計測結果および今後の対応について、定期的にALM委員会で協議しています。また、理事会に対しても定期的に報告しています。

### ● 金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

1. 当金庫では、GPS(グリッド・ポイント・センシティブティ)方式により金利リスク量(BPV)を算定しています。GPS(グリッド・ポイント・センシティブティ)とは、期間(グリッド)ごとの金利変動(※)に対する資産・負債・オフバランス取引の現在価値の変化額のことです。

※当金庫では、金利変動幅として、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値を採用しています。

なお、「パーセンタイル値」の算定方法は以下のとおりです。

- (1) 期間ごとの市場金利について、1年前の営業日との金利差を5年分、延べ1,200営業日分のデータとして集めます。
- (2) 集めたデータを値の小さい順に並び替えます。
- (3) 並び替えたデータのうち、小さい方から1%目(12番目)の数値を1パーセンタイル値、99%目(1,188番目)の数値を99パーセンタイル値として採用します。

2. 貸出金の金利リスク量算定にあたり、期限前返済は考慮していません。

3. 要求払預金の金利リスク量(BPV)は、コア預金(※)の満期を5年以内の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)算定しています。

※コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。当金庫では、要求払預金の50%相当額をコア預金と定義しています。

4. 毎月、金利リスク量(BPV)を計測しています。

## (9)オペレーショナル・リスクに関する事項

### ●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスクに区分・管理し、「リスク管理・運営方針」の中でオペレーショナル・リスクに関する方針を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理要領」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたってはリスク統括部を統括部署とし、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にオペレーショナル・リスク管理委員会で協議しています。また、理事会へ定期的に報告しています。

### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。





# 索引(開示項目一覧)

## 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

### 単体情報

#### 1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 ..... 12
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 ..... 12
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 ..... 12
- (4) 事務所の名称及び所在地 ..... 30～31
- (5) 当金庫を所属労働金庫とする  
労働金庫代理業者に関する事項 ..... 31

#### 2. 金庫の主要な事業の内容 ..... 24～27

#### 3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 事業の概況 ..... 8～9
- (2) 主要な事業の状況を示す指標 ..... 44
- (3) 事業の状況を示す指標
  - ① 主要な業務の状況を示す指標 ..... 44
  - ② 預金に関する指標 ..... 45
  - ③ 貸出金等に関する指標 ..... 46～47
  - ④ 有価証券に関する指標 ..... 52

#### 4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の態勢 ..... 20～21
- (2) 法令等遵守の態勢 ..... 14～19
- (3) 地域社会の活性化に関する取り組み ..... 23
- (4) 苦情等への対応(金融ADR制度への対応) ..... 15

#### 5. 財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表 ..... 36
- (2) 損益計算書 ..... 42
- (3) 剰余金処分計算書 ..... 43
- (4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
  - ① 破綻先債権 ..... 48
  - ② 延滞債権 ..... 48
  - ③ 3ヵ月以上延滞債権 ..... 48
  - ④ 貸出条件緩和債権 ..... 48
  - ⑤ 合計額 ..... 48
- (5) 自己資本の充実の状況 ..... 55～69
- (6) 有価証券 ..... 52～54
- (7) 金銭の信託 ..... 54
- (8) 金融先物取引・デリバティブ取引等 ..... 54
- (9) 貸倒引当金 ..... 48・49・62・63
- (10) 貸出金償却の額 ..... 63
- (11) 会計監査人の監査 ..... 43

### 連結情報

連結対象となる会社等は保有していません。

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

- 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ..... 49
- 2. 危険債権 ..... 49
- 3. 要管理債権 ..... 49
- 4. 正常債権 ..... 49

### 自主開示項目

#### 1. 概況等

- (1) 事業方針 ..... 6～7
- (2) 役員の所属団体等 ..... 12
- (3) 常勤役員等の兼職の状況 ..... 12
- (4) 役員報酬の状況 ..... 12
- (5) 職員の状況 ..... 12
- (6) 店舗・自動機設置状況一覧 ..... 30～33
- (7) 利用配当等 ..... 43
- (8) 大口出資会員 ..... 47
- (9) 会員数内訳 ..... 47

#### 2. 経理・事業内容

- (1) 業務純益 ..... 44
- (2) 利益率 ..... 44
- (3) 常勤役職員1人当たりの預金残高 ..... 44
- (4) 1店舗当たりの預金残高 ..... 44
- (5) 常勤役職員1人当たりの貸出金残高 ..... 44
- (6) 1店舗当たりの貸出金残高 ..... 44

#### 3. 資金調達

- (1) 預金科目別残高 ..... 45
- (2) 預金種類別内訳 ..... 45
- (3) 財形貯蓄残高 ..... 45

#### 4. その他の業務

- (1) 各種手数料 ..... 28～29
- (2) 公共債・投資信託窓口販売実績 ..... 54
- (3) 内国為替取扱実績 ..... 54

#### 5. その他

- (1) 当金庫の考え方 ..... 2
- (2) 全国ろうきんの概要 ..... 4
- (3) トピックス ..... 10～11
- (4) 沿革・あゆみ ..... 5
- (5) 社会的責任と貢献活動 ..... 22～23
- (6) 商品・サービスの説明 ..... 24～27